



第2部 中央果実協会の最近の動き

第1章 概要

1. 業務執行体制の見直し

(1) 変更認定及び定款の変更

我が国の農林水産物の輸出促進を図るべく平成25年に「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」が策定され、青果物についても輸出戦略が定められている。これを受け、平成27年に青果物関係者が一丸となって果実・野菜の輸出促進を一層強化していくことを目的として日本青果物輸出促進協議会（以下「協議会」という。）が設立された。

当協会も、これまで青果物の需要の増進や国産果実の輸出支援のための技術開発等への支援に取り組んできたところであるが、協議会の事務局が置かれていた（一般社団法人）日本青果物輸出入安全推進協会（以下「日青協」という。）の解散（平成29年末）に伴い（30年6月末で精算事務を完了）、当協会が日青協の残余財産の寄附を受け、それを財源として、協議会からの要請に応じて、協議会の活動の支援等を行うこととなった。

このため、当協会の行う事業として、新たに、当分の間、「国産青果物（その加工品を含む。）の輸出を促進する取組」を支援することを定款に定め、事業を行うこととした。

なお、定款の変更に先立ち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に規定する変更の認定を受けるため、同条第2項の規定により、平成30年5月8日に内閣総理大臣宛申請書の提出を行い、同年7月2日付で認定書を受領した。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応等

在宅勤務などのテレワークは、「ワークライフバランスの実現、人口減少時代における労働力人口の確保、地域の活性化などへも寄与する働き方改革実現の切り札となる働き方」（総務省HP）として、政府により推進されている。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新しい生活様式の定着が必要とされており、政府及び地方公共団体から職場への出勤等につきテレワークや時差通勤の推進が求められている。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため持続的な対策が必要になると見込まれていること、政府が推進する働き方改革実現の切り札となる働き方でもあることから、当協会においても、職員服務規程を改正し、在宅勤務等に関する規定の整備を行うこととした（令和2年6月22日）。

(3) 押印の見直し

規制改革・行政改革の一環として、行政手続等における押印の見直しが急ピッチで進められている。農林水産省においても、事業の実施要綱等の中で定められる様式で従来必要とされていた「印」の部分はすべて削除されることとなった。

このため、国庫補助金を交付するための手続となる当協会あての申請文書等においても押印を廃止することとするほか（業務方法書実施細則の改正）、当協会が国あてに発出する文書の押印を省略することができることとした（令和3年3月）。

(4) 役員候補者の公募

公益財団法人移行後の役員就任については、内閣府から役員選任に係る透明性確保の要請があり、当協会は役員候補者の公募を実施することとした。

新たに役員公募規程及び公募役員候補者等選定委員会設置運営要領を定め、平成26年度役員改選時から理事3名の候補者選定のための公募を実施した。以来、役員改選時においても理事2名を公募し候補者を選定することとし、令和2年度の役員改選時から、公募対象ではない理事長候補者についても、選定するこ

ととした。

2. 道県基金協会との関係

当協会が新法に基づく公益財団法人に移行する際、従前の道県基金協会監事としての監査業務を辞退した。平成 25 年度からこれに替わるものとして、果実等生産出荷安定実施要綱等に基づく助言・指導等の一環として、当協会の関係者が道県基金協会に出向き、予算の執行状況を把握するとともに果樹対策事業の実施等について意見交換・情報交換を行うこととした。

概ね 3 年に 1 回程度の割合で全道県基金協会を一巡することを目標に実施している。

3. 果樹経営支援対策事業等の公募事業化

(1) 公募事業化

平成 26 年度農林水産省行政事業レビュー行動計画（平成 26 年 4 月 8 日農林水産省）を踏まえ、農林水産省行政事業レビュー公開プロセスが行われ、「果樹・茶支援対策事業のうち果樹対策」が対象事業とされた。

事業評価結果は、「事業全体の抜本的な改善」が必要とされ、この指摘の対応方針として、国は新たに、需給調整などを除く一部事業については、公募により事業実施主体を決定するスキームを構築するとした。

平成 27 年度から「果樹経営支援対策事業費」、「果樹未収益期間支援事業費」及び「果樹農業調査研究等事業費」が公募となり、当協会はこれに応募し事業者に採択された。

平成 28 年度以降についても公募が実施され、新たに「果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業」が追加されることとなったが、当協会は引き続き応募し事業者に採択された。

(2) 事業実施評価委員会の設置

公募事業の業務執行体制について、事業実施計画が的確に策定され、効果的、効率的に事業が実施されたか評価・点検し、次年度以降に反映させることを目的に、外部有識者をメンバーとする「果樹経営支援対策事業等事業実施評価委員会」を立ち上げ、引き続き評価をいただいている。

4. 職員給与及び役員報酬の年俸制移行

当協会は、平成 22 年 4 月 1 日から職員の給与を年俸制に移行した。（平成 22 年度から果樹対策事業は従前の基金方式から単年度補助金予算で執行されることとなり、補助金で事務管理経費として認められた賃金を原資として職員給与を支給することとしたため。）また、役員報酬については、平成 26 年 6 月 20 日から職員給与に合わせて支給方式を年俸制に移行した。

第2章 各論

第1節 果実需給安定対策

1. 平成29年産の需給調整

(1) うんしゅうみかんの計画生産出荷対策

平成29年産うんしゅうみかんについては、農林水産省から平成29年6月16日に公表された「平成29年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し」の中で、需要量は89万トン程度と予想される一方、生産面では昨年は裏年に加え高温・干ばつで果実が小玉傾向になったこと等により極端に生産量が減少したことを鑑み、予想生産量87万トン、適正生産量87万トン、適正出荷量78万トン、用途別には生食用出荷量69万トン、加工原料用出荷量8万トン（うち果汁用6万トン、缶詰用2万トン）と見込まれた。

これに基づき、全国段階、府県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

- (i) 生産対策として、適正着果量確保のため、結実確保を図りつつ着果が過多にならないよう摘果等作業の推進及び仕上げ摘果・樹上選果の着実な実施、極早生品種の需要に見合った生産の推進と中晩かん等の優良品目・品種への転換、適正な品種構成のための栽培管理計画の検討と推進、隔年結果の是正に向けたきめ細かい取組等、
- (ii) 出荷対策として、消費者の嗜好にあった高品質果実の出荷に向けた出荷品質の確保、出荷計画のズレ込みによる在庫量の急増を防ぐための果実の成熟状況等に応じた出荷計画の見直し、生産者間、市場関係者等との情報共有による需要と供給のマッチング、極早生品種から早生品種への切り替え及び早生品種の1日当たり出荷量の平準化に留意した出荷計画の策定、加工原料用果実についての長期取引契約によ

る安定的な取引と出荷量の確保等の計画的な生産出荷に向けた取組

が行われている。

平成29年産のうんしゅうみかんの収穫量は74万1,300トン、出荷量は66万1,300トンで、前回のうら年であった平成27年産に比べ、それぞれ3万6,500トン、2万2,600トン減少した。

平成29年産うんしゅうみかんの価格動向をみると、うら年傾向となり着果量が少ない産地が多く、極早生は前年並の着果量であったが、早生から中生・普通みかんと晩生になるにしたがって着果量が少ない傾向にあり、10月以降の天候不順や台風の影響により出荷が伸びず、出荷量は平年を1割以上下回る水準で推移した。価格は、競合果実の潤沢な出回りもあり、極早生みかんの出荷量が増加した10月中旬に一時的に流通在庫が増加し、価格は大幅に低下したが、各産地で厳選出荷に努め、価格は下げ止まり、11月以降、価格は堅調に推移した。年末及び年明け以降は出荷量が少なかったことから、価格は平年を大きく上回って推移した。

(2) りんごの計画生産出荷対策

平成29年産りんごについては、農林水産省から平成29年6月16日に公表された「平成29年産りんご適正生産出荷見通し」の中で、需要量は83万トン程度と予想される一方、生産面では全国的に雪害等の被害もなく、着花量も確保されているため、予想生産量は81万トン、適正生産量81万トン、適正出荷量72.5万トン、用途別には生食用出荷量62.5万トン、加工原料用出荷量10万トン（うち果汁用9.5万トン）と見込まれた。

これに基づき、全国段階、道県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実

の生産を重点に、

- (i) 生産対策として、適正な着果量確保のため、結実量を確保しつつ着果が過多とならないよう摘果等の推進、果実品質の確保に向けた仕上げ摘果・見直し摘果の着実な実施、
- (ii) 出荷対策として、消費者の嗜好にあった高品質果実の出荷に向けた出荷品質の確保、果実の成熟状況に応じた出荷計画の適切な見直し、生産者間、市場関係者等との情報共有による需要と供給のマッチング、加工原料用果実の長期取引契約による安定的な取引等の計画的な生産出荷に向けた取組、

の計画的な生産出荷に向けた取組が推進された。

平成 29 年産のりんごの収穫量は 73 万 5,200 トン、出荷量は 65 万 5,800 トンで、前年産に比べそれぞれ 2 万 9,800 トン、2 万 9,100 トン減少した。

平成 29 年産りんごの価格動向をみると、結実量は確保されたものの夏場の低温等の影響や秋の天候不順等の影響により果実肥大が進まず小玉果傾向となり、早生・中生種は各産地の出荷が重なったため厳しい環境となったが、晩生種は小玉傾向による数量減に加え、輸出が順調であり、みかん等競合果実の数量が少なかったことにより、堅調な価格となった。

2. 平成 30 年産の需給調整

(1) うんしゅうみかんの計画生産出荷対策

平成 30 年産うんしゅうみかんについては、農林水産省から平成 30 年 6 月 12 日に公表された「平成 30 年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し」の中で需要量は 85 万トン程度と予想される一方、生産面では、全国的に十分な着花量が確保されており、天候不順等により生産量が少なかった 29 年産に比べ 10 万トン程度増加となる 84 万トンが見込まれ、また、適正生産量 84 万トン、適正出荷量 75.5 万トン、

用途別には生食用出荷量 68 万トン、加工原料用出荷量 7.5 万トン（うち果汁用 5.5 万トン、缶詰用 2 万トン）と見込まれた。

これに基づき、全国段階、府県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

- (i) 生産対策として、仕上げ摘果や樹上選果等の適正着果対策、園地・樹体にも配慮したきめ細かい結実管理による品質向上対策の推進、次年産以降の連年安定生産を見据え、摘果や結果母枝の確保等樹体管理の実施、優良品種への計画的な改植の推進、極早生品種については高品質果実の生産出荷と優良品目・品種への転換や、適正な品種構成の検討と推進等、
- (ii) 出荷対策として、消費者の嗜好にあった高品質果実の出荷に向けた出荷品質の確保・向上、出荷計画のずれ込みによる在庫量の急増を防ぐための果実の成熟状況等に応じた出荷計画の見直し、生産者間、市場関係者等との情報共有による需要と供給のマッチング、極早生品種から早生品種への切り替わりや一日当たり出荷量の平準化の留意、加工原料用果実について長期安定取引契約による安定的な取引と需要に応じた出荷量の確保等、

の計画的な生産出荷に向けた取組が推進された。

平成 30 年産うんしゅうみかんの収穫量は 77 万 3,700 トン、出荷量は 69 万 1,200 トンで、28 年産に比べそれぞれ 3 万 1,400 トン、2 万 6,300 トン減少した。これは単収は 1% 上回ったものの結果樹面積が高齢化による労力不足に伴う廃園があったこと等により 28 年産に比べ 1,900 h a (5%) 減少したためである。

平成 30 年産うんしゅうみかんの価格動向をみると、表年に当たることから着果量は多く、極早生は前年並み、晩生になるに従って多かった。梅雨明け後の干ばつにより小玉傾向で推移し、品質は高糖・減酸傾向となったことから、極早生の価格は前年を上回った。その後、出荷

量が増加し、価格の低下が懸念されたが、厳選出荷等の対応が取られ、全体としては堅調に推移した。

(2) りんごの計画生産出荷対策

平成30年産りんごについては、農林水産省から平成30年6月12日に公表された「平成30年産りんご適正生産出荷見通し」の中で、需要量は82万トン程度と予想される一方、生産面では全国的に十分な着花量が確保されているため、予想生産量は81万トン、適正生産量81万トン、適正出荷量72.5万トン、用途別には生食用出荷量62.5万トン、加工原料用出荷量10万トン（うち果汁用9.5万トン）と見込まれた。

これに基づき、全国段階、道県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

- (i) 生産対策として、適正な着果量確保のための摘果等の推進、樹上選果による出荷品質基準の徹底と生産量の調整、品種更新計画の策定とそれに基づく産地指導、過熟果等の発生防止等のための適期収穫・選択収穫の実施、排水対策等によるつる割れ被害発生リスクの低減等、
 - (ii) 出荷対策として、出荷品質基準の徹底による高品質果実の出荷、果実の成熟状況に応じた出荷計画の適切な見直し等による需要と供給のマッチング、加工原料用果実の長期取引契約による安定的な取引等、
- の計画的な生産出荷に向けた取組が推進された。

平成30年産りんごの収穫量は75万6,100トン、出荷量は67万9,600トンで、前年産に比べそれぞれ2万900トン、2万3,800トン増加した。これは結果樹面積が300ha（1%）減少したものの、単収が80kg（4%）上回ったためである。

平成30年産りんごの価格動向をみると、早生種は台風等の影響から出荷量が少ないこともあり、前年を上回ったが、その後、中生種・

晩生種は出荷量が増え、上位等級は堅調であったものの台風による傷果など品質の低いものなどは厳しい販売状況となり、全体としてはほぼ平年並みで推移した。

3. 令和元年産の需給調整

(1) うんしゅうみかんの計画生産出荷

令和元年産うんしゅうみかんについては、農林水産省から公表された「令和元年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し」の中で、生産面では、産地によるばらつきはあるものの、全国的には着花量が確保されており、豪雨や台風等の自然災害の影響により生産量が少なかった平成30年産に比べ1万トン程度増加となる78万トンが見込まれ、また、適正生産量78万トン、適正出荷量70.2万トン、用途別には生食用出荷量65.2万トン、加工原料用出荷量5万トン（うち果汁用3.5万トン、缶詰用1.5万トン）と見込まれた。

これに基づき、全国段階、府県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

- (i) 生産対策として、適正着果量確保のための摘果等作業の推進及び仕上げ摘果・樹上選果の徹底、果実の品質確保と生産量に対する出荷用果実の歩留まりの向上、極早生品種の需要に見合った生産の推進、隔年は正に向けたきめ細かい取組等、
 - (ii) 出荷対策として、極早生品種から早生品種への切り替え及び早生品種の1日当たり出荷量の平準化に留意した出荷計画の策定、出荷計画のずれ込みによる在庫量の急増を防ぐための果実の成熟状況等に応じた出荷計画の見直し、出荷品質基準の徹底、加工原料用果実についての長期取引契約による安定的な取引と出荷量の確保等、
- の計画的な生産出荷に向けた取組が行われた。

令和元年産うんしゅうみかんの収穫量は、高齢化による労力不足により結果樹面積が2%減少したものの、生育期間中の適度な降雨によ

り肥大が良好であり、単収が前年産を5%上回ったことから、29年産に比べ1%増の74万6,700トンとなった。

令和元年産うんしゅうみかんの着果量は極早生は表年であった前年産並み、早生・普通は少なかった。果実肥大は良好であったが、梅雨明けの遅れ、台風、曇天、雹害などの影響を受け、低品位果実が発生した。また、糖度は前年より低く、酸度は高かった。このような中、価格は品質基準の遵守等の推進もあり、過去5カ年平均並みで推移した。

(2) りんごの計画生産出荷

令和元年産りんごについては、農林水産省から公表された「令和元年産りんご適正生産出荷見通し」の中で、生産面では全国的に十分な着花量が確保されているため、予想生産量は80万トン、適正生産量80万トン、適正出荷量72万トン、用途別には生食用出荷量62万トン、加工原料用出荷量10万トン（うち果汁用9.5万トン）と見込まれた。

これに基づき、全国段階、道県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

(i) 生産対策として、仕上げ摘果や樹上選果等の適正着果対策、園地・樹体にも配慮した結実管理による品質向上対策の推進、摘果や結果母枝の確保等樹体管理の実施、優良品種への計画的な改植の推進、

(ii) 出荷対策として、消費者の嗜好にあった高品質果実の出荷に向けた出荷品質の確保、果実の成熟状況に応じた出荷計画の適切な見直し、生産者間、市場関係者等との情報共有による需要と供給のマッチング、加工原料用果実の長期取引契約による安定的な取引等、

の計画的な生産出荷に向けた取組が行われた。

令和元年産りんごの収穫量は、結果樹面積が1%減少し、青森県での小雨による肥大抑制、長野県での台風による落果等から単収が前年産を7%下回ったことから、前年産に比べ7%

減の70万1,600トンとなった。

令和元年産りんごの価格動向をみると、品質面では凍霜害、猛暑、台風による影響により下位等級の発生が増えたが、出荷量が少なかったことにより、早生種、中生種、晩生種とも価格は堅調に推移した。

4. 令和2年産の需給調整

(1) うんしゅうみかんの需給調整

令和2年産うんしゅうみかんについては、農林水産省から公表された「令和2年産うんしゅうみかんの予想生産量」で、産地によるばらつきはあるものの、全国的には十分な着花量が確保されており、自然災害の影響により生産量が伸びなかった令和元年産に比べ3.3万トン程度増加となる78万トンが見込まれていたが、6月以降の曇天・高温による生理落果の増等により予想生産量を下回るとみられた。

これを踏まえ、全国段階、府県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

(i) 生産対策として、園地・樹体毎の適正着花量を踏まえた摘果及び整枝せん定、早期摘果による適正着果対策、高品質果実生産のためのシートマルチ栽培等の推進、樹冠上部摘果等の省力的な高品質安定生産技術の推進、不良品種系統の改植、根域制限栽培、省力樹形等の計画的な導入等、

(ii) 出荷対策として、出荷時期別品質目標を定めた高品質果実生産の徹底、出荷計画の策定と適時の見直しによる計画出荷の推進、品質基準と階級基準を遵守した生食用出荷、極早生みかんの出荷において品質基準と出荷時期の徹底等、

の計画的な生産出荷に向けた取組が行われた。

令和2年産うんしゅうみかんの収穫量は、6月以降の曇天・高温による生理落果の増等により予想生産量を下回り、単収が平成30年産を4%上回ったものの、高齢化による労力不足により結果樹面積が30年産より5%減少したた

め、30年産に比べ1%減の76万5,800トンとなった。

令和2年産うんしゅうみかんの生育動向をみると、生理落果は生育期の高温や梅雨期の曇天により総じて多かった。また、果実肥大は良好であった。品質は夏期の高温や干ばつにより日焼け果等の発生が懸念されたものの食味は良好で腐敗果なども少なかった。価格は品質基準の遵守等の推進もあり、過去5カ年平均と比べ1月は下回ったものの総じて上回って推移した。

(2) りんごの需給調整

令和2年産りんごについては、農林水産省から公表された「令和2年産りんご予想生産量」で、生産面では全国的に十分な着花量が確保されているため、自然災害の影響により生産量が伸びなかった元年産に比べ6.8万トン増となる77万トンと見込まれた。

これに基づき、全国段階、道県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

- (i) 生産対策として、道県・生産出荷団体と連携した高品質果実生産の指導、計画的な改植・更新、省力樹形導入等の生産基盤強化、適正着果量を確保し高品質果実生産のための摘果の徹底、品質を重視した適期収穫・選択集荷による良品生産の徹底等、
- (ii) 出荷対策として、出荷計画策定による計画的・安定的出荷の励行、販売関係者への定期的情報提供等の取組、輸出促進にむけた情報収集と対策の実施、加工原料用果実の計画的出荷等、

の計画的な生産出荷に向けた取組が行われた。

令和2年産のりんごの収穫量は結果樹面積が前年産より1%減少したものの、単収が主産県で天候に恵まれたこと及び前年産が台風被害を受けていたことから9%上回ったため、9%増の76万3,300トンとなった。

令和2年産のりんごの価格動向をみると、早生種は、生育が良好で出荷が早まったこと等か

ら堅調であったが、晩成種は中生種の流通在庫の増加や災害がなかったことによる入荷増により価格は低調であった。

5. 令和3年産の需給調整

(1) うんしゅうみかんの需給調整

令和3年産うんしゅうみかんについては、農林水産省から公表された「令和3年産うんしゅうみかんの予想生産量」で、産地によるばらつきはあるものの、全国的には着花量が確保されており、前年産に比べ0.6万トン減となる76万トンが見込まれた。

これを踏まえ、全国段階、府県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

- (i) 生産対策として、園地・樹体毎の適正着花量を踏まえた摘果及び整枝剪定、早期摘果による適正着果対策、高品質果実生産のためのシートマルチ栽培等の推進、樹冠上部摘果等の省力的な高品質安定生産技術の推進、不良品種系統の改植、根域制限栽培、省力樹形等の計画的な導入等、
- (ii) 出荷対策として、出荷時期別品質目標を定めた高品質果実生産の徹底、出荷計画の策定と適時の見直しによる計画出荷の推進、品質基準と階級基準を遵守した生食用出荷、極早生みかんの出荷において品質基準と出荷時期の徹底等、

の計画的な生産出荷に向けた取組が行われた。

令和3年産うんしゅうみかんの収穫量は、元年産に比べて、単収が5%上回ったものの、高齢化による労力不足に伴う廃園等により結果樹面積が4%減少したため、予想生産量を下回る74万9,000トンで、元年産並みとなった。

令和3年産うんしゅうみかんの価格動向をみると、9~10月に出荷された極早生みかんは食味不良果や外観不良果等により価格は低調となったものの、11月の早生みかん以降は果実品質・食味が格段に回復し、腐敗果の発生等も少なく、価格は堅調に推移した。

(2) りんごの需給調整

令和3年産りんごについては、農林水産省から公表された「令和3年産りんごの予想生産量」で、前年産に比べ3.8万トン減となる72.5万トンと見込まれた。

これに基づき、全国段階、道県段階、産地段階で生産出荷目標を策定した上で、高品質果実の生産を重点に、

- (i) 生産対策として、道県・生産出荷団体と連携した高品質果実生産の指導、計画的な改植・更新、省力樹形導入等の生産基盤強化、適正着果量を確保し高品質果実生産のための摘果の徹底、品質を重視した適期収穫・選択集荷による良品生産の徹底等、
- (ii) 出荷対策として、出荷計画策定による計画的・安定的出荷の励行、販売関係者への

定期的情報提供等の取組、輸出促進にむけた情報収集と対策の実施、加工原料用果実の計画的出荷等、

に向けた取組が行われた。

令和3年産りんごの収穫量は、2年産に比べて、結果樹面積が1%減少するとともに、開花期の4月中旬の凍霜害によって着果数が減少したことや、生育期間中の少雨で果実肥大が抑制されたこと等から単収が12%減少した結果、予想生産量を大きく下回る66万1,900トンとなり、10万1,400トン(13%)減少した。

令和3年産りんごの価格動向をみると、夏季の少雨により小玉果傾向であったものの、出荷量が前年及び平年より少なく、他の果実も少ない影響もあり、10月以降の価格は前年を上回り堅調に推移した。

第2節 果実計画生産推進事業

(1) 事業の実施経緯

昭和50年にうんしゅうみかんの需給の改善を図るため、摘果や計画的出荷の促進等を講じる果実生産出荷安定基金が設置され、うんしゅうみかん計画生産出荷促進事業が開始された。

その後、自由化関連対策の一環として、平成元年度に中晩かんが、平成7年度にりんごが計画生産出荷促進事業の対象品目に加えられ、平成13年度以降、中晩かんは対象品目から外れた。また、生産基盤の脆弱化により国産果実の生産量が年々減少していく中、生産力の増強が必要なことから、供給過剰を前提とした需給安定対策事業は見直すこととされ、令和元年度をもって事業は終了した。

(2) 事業の概要

うんしゅうみかん及びりんご(指定果実)の需要に見合った計画的な生産出荷を促進するため、①計画的生産出荷の指導とともに、②生産量が需要量を大きく上回ることが見込まれ

る場合にうんしゅうみかんについて農林水産大臣が「生産出荷安定指針」を、りんごについて農林水産省生産局長が「生産出荷指導指針」を策定した場合に実施する特別摘果等による出荷量の調整(「計画的生産の促進」)を行うもので、これらを実施した生産者団体に都道府県法人に造成した交付準備金(果実計画生産推進資金)から補給金を交付する。

(3) 事業の実績

うんしゅうみかん及びりんごについて、「計画的生産出荷の指導」等を行うため、補給金の交付対象及びその限度を定めた業務実施方針を作成し、関係都道府県法人に通知した。

この実施方針と業務方法書に基づき、都道府県法人から事業内容、事業規模を記載した基本計画の提出があり、中央果実協会ではこの基本計画を審査・承認し、必要な交付準備金の造成に対して補助した。

- ① 平成29年度

うんしゅうみかんについては神奈川県をはじめ12県で、りんごについては青森県をはじめ2県で「計画的生産出荷の指導」事業が実施された。

② 平成30年度

うんしゅうみかんについては神奈川県をはじめ13県で、りんごについては青森県

をはじめ2県で「計画的生産出荷の指導」事業が実施された。

③ 令和元年度

うんしゅうみかんについては神奈川県をはじめ13県で、りんごについては青森県をはじめ2県で「計画的生産出荷の指導」事業が実施された。

第3節 緊急需給調整特別対策事業

(1) 事業の実施経緯

平成7年度から、うんしゅうみかんの出荷が集中する特定時期において、生果の需給が大幅に緩和するおそれがあると判断された場合、緊急の措置として生食用の果実を果汁等への加工仕向けに促進する果実緊急需給調整特別対策事業が開始された。

平成13年度から、指定果実について指針が策定された場合に、緊急的な市場隔離（生果を加工原料用に仕向け）を実施する特別需給調整対策事業の一環として緊急市場隔離促進事業に引き継がれた。平成19年度からは緊急需給調整特別対策事業として項立てされた。その後、生産基盤の脆弱化により国産果実の生産量が年々減少していく中、生産力の増強が必要なことから、供給過剰を前提とした需給安定対策事業は見直すこととされ、令和元年度をもって事業は終了した。

(2) 事業の概要

この事業は、計画的生産出荷への取組を的確に実施した上で、一時的な出荷の集中により、なお価格が低下した場合又は価格の低下が確実と見込まれる場合に、生食用果実を加工原料用に仕向けるのに必要な経費について、都道府県法人が指定法人（中央果実協会）からの補助を受けて指定果実出荷事業者に対して補給金を交付する事業である。

生産局長の承認を受けて全国果実生産出荷安定協議会（以下「全果協」という。）が作成す

る全国緊急需給調整事業実施方針に基づき、都道府県果実生産出荷安定協議会は、都道府県緊急需給調整事業実施方針を定める。指定果実出荷事業者は、産地緊急需給調整事業実施計画を作成し、都道府県法人の承認を受ける。都道府県法人は、承認しようとする場合は、知事と調整の上、指定法人（中央果実協会）と協議する。

この事業は、全果協が生産局長の承認を受けて発動する。

都道府県法人は、補給金の交付に充てるため、指定果実出荷事業者から負担金を納付させ、都道府県等からの助成金とあわせて緊急需給調整資金を造成する。指定法人（中央果実協会）は、補給金を交付するのに要する経費の一部を補助する。都道府県法人は、指定出荷事業者からの申請により補給金を交付する。

(3) 事業の実績

① 平成29年度

うんしゅうみかん生産県11県及びりんご生産県2県から、緊急需給調整実施計画の協議申請がなされた。しかし、発動基準に達する価格低下がなかったことから事業は実施されなかった。

② 平成30年度

うんしゅうみかん生産県11県及びりんご生産県2県から、緊急需給調整実施計画の協議申請がなされた。しかし、発動基準に達する価格低下がなかったことから事業は実施されなかった。

③ 令和元年度
うんしゅうみかん生産県 11 県及びりんご
生産県 2 県から、緊急需給調整実施計画の協

議申請がなされた。しかし、発動基準に達する
価格低下がなかったことから事業は実施
されなかった。

第 4 節 果汁特別調整保管等対策事業

(1) 事業の実施経緯

昭和 47 年産うんしゅうみかんの大豊作を受けて、うんしゅうみかん加工品調整保管事業として市場隔離を目的にうんしゅうみかん果汁及び缶詰を対象に、金利、倉庫保管料を助成したのが始まりである。その後、特定果実に係る果実製品の果実製品調整保管事業として制度化され、また、それを補完する目的で、国産果実を原料として製造された果汁等を緊急的に市場隔離する場合において濃縮果汁製造等に要した資金に対応する金利及び倉庫保管料に要する経費に補助する果汁等特別調整保管事業が創設された。

平成 13 年度からは、特別需給調整対策事業の一つとして、指定果実について果樹農業振興特別措置法第 4 条の 3 に基づく生産出荷安定指針（うんしゅうみかん）又は生産局長が定める生産出荷指導指針（りんご）（以下、本節において両指針をあわせて「指針」という。）が策定された場合に、又は指定果実その他の果実について災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量生産した場合に、当該果実製品の調整保管を行う果汁等特別対策事業に再編された。平成 19 年度からは、他の事業の再編とともに、果樹対策事業の中で果汁特別調整保管等対策事業として名称変更され、実施されている。

(2) 事業の概要

指定果実について指針が策定された場合、又は指定果実その他の果実について災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果

実の産地廃棄を行う事業である。

事業の実施者は、果実製品の調整保管については、果実出荷事業者と連携して事業が遂行できる果実加工業者とし、果実の産地廃棄については、指定果実出荷事業者とする。調整保管に係る補助対象経費は、果実製品の製造に要する資金に係る金利及び低温倉庫の保管料に要する経費で、補助率は、金利については定額、保管料については 2 分の 1 以内である。産地廃棄に係る補助対象は、選果場から産業廃棄物等処理施設までの運搬及び廃棄処理に要する経費で、補助率は 2 分の 1 以内である。

(3) 事業の実績

平成 27 年 10 月の暴風により青森県において発生したりんごの傷果が大量に果汁用に仕向けられた。このため、搾汁業者が保有する過剰な在庫果汁の調整保管に対して支援を行い、果汁市場の需給安定とりんご農家の経営安定を図ることとし、平成 28 年度果汁特別調整保管等対策事業が実施された。

事業内容は、平成 27 年産りんごを原料とした果汁であって、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの全期間を通して保管された濃縮果汁及びストレート果汁について、製造に要する資金に係る金利及び低温倉庫の保管料の支払いに要する経費に助成するものである。なお、補助金の支払いは、平成 29 年度に行った。

（平成 29 年度支出額 17,497 千円）

平成 30 年度以降、前年度に対象となる事案が発生していないため、事業は実施されなかった。

第5節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

(1) 事業の経緯

果実は台風、雹害等の自然災害によって被害を受けやすく、被害を受けた果実が大量に発生した場合に、当該被害果実の有効利用等に関する対策を実施してきた。

傷害を受けた果実については、市場での販売価格が著しく低下することが見込まれるため、市場における良品果実の価格にも影響することが懸念される。また、傷害が著しい果実については、加工原料用に仕向けられることから、加工市場の需給バランスにも大きな影響を与えることが懸念される。このため、これら被害果実の有効利用を促進し、被害果実の適切な流通と消費拡大対策を行うことにより、農家の経営安定を図る対策が緊急に求められた。

平成22年度から、それまで果樹対策事業における特認事業として実施してきた本事業は、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業として実施されていたが、令和2年度からは被害果実利用促進等対策事業の一部として実施されている。

(2) 事業の概要

本事業は、台風、降雹等の自然災害等により被害を受けた果実が大量発生した場合であって、農産局長が対象となる果実と事業の種類及び内容を別途定めたときに、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通又は当該被害果実及びその果実製品の利用促進を行う事業である。

事業の実施者は、被害対象果実を生産又は加工する生産出荷団体、果実加工業者その他農産局長が適当と認めた団体とする。

事業の種類及び内容は以下のとおりであり、対象果実の特性等を勘案し、具体的な対象事業内容、対象経費及び補助率等をその都度農産局長が定めている。なお、②の対策は、①の対策と一体的に実施する場合のみ対象とする。

① 自然災害被害果実加工利用促進緊急対策

対象果実の有効利用の促進や区分流通の実施、加工原料用果実の段階的出荷のための一時貯蔵の実施等に必要な経費を助成する。

② 自然災害被害果実消費拡大対策

対象果実及び対象果実を原料とした加工製品の消費拡大に向けた取組に必要な経費を助成する。

③ ①及び②の対策のほか、必要と認められる対策

(3) 事業の実績

① 平成30年度

平成30年7月豪雨により愛媛県のかんきつ類が果実肥大期に適切な栽培管理が行えず品質低下等の被害が発生した。このため、平成30年10月26日付けで生産局長通知が発出され、被災かんきつについて消費拡大のためのキャンペーンを実施した(被害果実の有効利用促進及び被害果実の庭先選果指導は自己資金により実施)。

平成30年台風第21号及び第24号により三重県のかんきつ類に強風によって果皮に障害を受ける等の被害が発生した。このため、平成30年11月5日付けで生産局長通知が発出され、被害果実を加工用として出荷するための運搬費について和歌山県の運搬業者に助成を行った。

(補助金額 5,478千円)

② 令和元年度

令和元年11月の近畿・東海地方等における降雹により、かんきつ類、かき等の果実に打傷等の被害が発生した。このため、令和元年12月4日付けで、生産局長通知が発出され、うんしゅうみかんの被害果を区分流通するため、樹上選別や摘果作業等を実施した静岡県が生産出荷団体に対し助成を行った。

(補助金額 26,496千円)

③ 令和2年度

令和元年12月から令和2年2月の記録的暖冬の影響等によるモモせん孔細菌病の発生拡大・まん延により、福島県等でもも等への果実への被害が甚大となった。このため、令和2年8月5日付けで生産局長通知が発出され、被害果実の樹上選別、摘果作業、被害果処理、り病枝及びり病葉の除去等を実施した福島県、山梨県及び長野県の生産出荷団体に対し助成を行った。

(補助金額 336,263千円)

④ 令和3年度

令和3年4月以降に全国各地で発生した降霜に伴う低温や降ひょうの影響により、広範な種類に及ぶ果樹で、花や幼果の障害や打撲等が発生し、青果として出荷することが困難な果実が大量に発生した。このため、令和3年8月24日付けで農産局長通知が発出され、被害果実の樹上選別や作業所での選別や共同選果作業等を実施した山形、岩手及び長野の生産出荷団体等に助成を行った。

(補助金額 13,612千円)

第6節 果樹経営支援対策事業

(1) 事業の実施経緯

高齢化の進展や園地整備の遅れ等から生産基盤の脆弱化が進んでいる果樹農業の継続・発展を図るためには、消費者ニーズを踏まえた果実生産を推進するほか、産地ごとに特色を持った取組が行われていることを踏まえ、目指すべき産地の姿を明確にした上で、戦略的な生産・販売を計画的に進め、競争力のある産地を構築する必要がある。

このような課題に対応して、平成17年3月に策定・公表された果樹農業振興基本方針において、産地ごとに具体的な目標とその実現のための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画（産地計画）」を産地自らが策定し、担い手とその育成手法、園地基盤の整備、販売戦略等の取組を定めることとした。

平成17年度から産地計画の策定が進められ、19年度からは新たに果樹経営支援対策事業を実施することとした。また、23年度からは、本事業で実施する改植について、その未収益期間に要する経費を支援する果樹未収益期間支援事業が開始された。

平成25年度から、自然災害にかかる事業申請については、随時受け付けることとした。

果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業を含む農林水産省の果樹対策は、平成28年度から、これまでの「果実等生産出荷安定

対策」から「果樹農業好循環経営総合対策」に再編され、①改植単価の増額、②需要の見込まれる品種等の新植支援、農地中間管理機構を活用した改植の推進等が拡充された。

平成29年度以降の主な改正は次の通りである。

① 平成29年度

一定の要件を満たす農地中間管理機構が改植を行う際、追加的な土壌土層改良が必要な場合には改植単価に加算することとした。

すもものジョイント栽培を補助対象に追加した。

推進事業に、「果実供給力維持対策」及び「産地キャリアプランの策定・推進」の取組を追加した。

② 平成30年度

防霜・防風設備の整備に係る果樹共済加入要件に収入保険の加入を追加した。

急傾斜地から平地への移動改植を行う際、追加的な土壌土層改良が必要な場合、2万円/10aを加算することとした。

③ 令和元年度

果樹農業好循環形成総合対策が、事業を大きく化するため新たに設けられた持続的生産強化対策事業に包含された。

慣行樹形より生産性の向上が図られる樹形を省力樹形とし、新たに補助対象とした（補助

率1/2以内)。

担い手が自己育成した苗木を改植に用いる場合の要件等を規定した。

④ 令和2年度

果樹農業振興基本方針において、生産抑制的な施策から、低下した供給力を回復し、生産基盤を強化するための施策に転換することとされたため、果樹農業好循環形成総合対策は、果樹農業生産力増強総合対策となった(事業の対象期間：令和2年度～6年度)。

省力樹形について定額補助を設置した。また、主な品目の改植・新植について植栽密度の下限本数を設けた。

新植を特認事業から本体事業に移すとともに新植要件(新品種等)を廃止した。また、主要果樹の補助率を定額とした。

廃園の取組を廃止し、放任園地発生防止対策の取組を設けた。

自然災害による被害を受けた園地は、農振農用地区域及び生産緑地地区外であっても事業対象とすることとした。

自然災害時の事業について、災害復旧対策等で伐採・伐根等を行った場合、新植(定額)の補助率を適用することとした。

推進事業で産地キャリアアップの策定を廃止し、産地計画の改定の取組を追加した。

⑤ 令和3年度

同一品種への改植に特別枠を設け補助対象に追加した。

改植・新植時の植栽密度の下限本数を主な品目以外にも設定した。また、新たに青島うんしゅう及びりんご(朝日ロンバス方式)を設定するとともに、かき(ジョイント栽培)の下限本数を変更した。

多目的防災網を防風設備に含めて補助対象に追加し、その要件を定めた。

果樹生産性向上モデル確立推進事業と同じ内容の取組を推進事業に追加した。

推進事業のうち産地計画の改定等に向けた取組を産地の構造改革・生産基盤強化等検討会に変更した。

(2) 事業の概要

本事業は、産地計画で位置づけられた全ての振興品目・品種を対象として、産地や産地の担い手が目標の実現のために行う取組を支援するものであり、担い手の生産基盤を改善するためのハード事業である整備事業と、産地の生産構造を改革するためのソフト事業である推進事業からなっている。

① 整備事業

産地計画に位置付けられた担い手等を支援対象者とし、産地の構造改革のためのメニューとして、優良品目・品種への改植・新植を中心に、生産性の向上・コスト低減、規模拡大等を図るための小規模基盤整備等を推進した。

具体的な事業メニューは、a 優良品目・品種の改植、新植及び高接、b 小規模基盤整備(園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備)、c 放任園地発生防止対策、d 用水・かん水施設の整備である。

(補助率：定額、定率(1/2以内))

このほか、当協会特認事業として、園内道の代替施設としてのモノレールの整備及び防霜設備、防風設備の整備について助成を行った。

(補助率：定率(1/2以内))

なお、面積要件を優良品目・品種への改植、新植、土壌土層改良等で2a以上、その他メニューで10a以上と比較的小規模としている。

また、担い手への園地の集積を推進するため、産地計画に参画する担い手以外の生産者でも、1年以内に担い手に集積する場合は事業が実施できることとした。

放任園地発生防止対策については、産地計画に対策の対象となる樹園地の考え方を定め、実施することとした。

事業実施期間については、改植時期が主に2～4月に集中する等の果樹独自の生理的特性等を踏まえて、事業の実施は、計画承認年度に限らず次年度まで可能とした。

② 推進事業

生産者団体等を支援対象者とし、a 担い手に

雇用労働力を的確に供給するための「労働力調整システムの構築」、b 園地情報を的確に把握し担い手の園地集積を支援するための「果実供給力維持対策・園地情報システムの構築」、c 購入した苗等を一定期間育成するための「大苗育苗ほの設置」、d 省力化・低コスト技術を活用した生産技術体系を構築するための「果樹生産性向上モデルの確立」、果実の高品質化や生産性の向上を達成するための「新技術等の導入・普及支援」、e 今後振興すべき品目又は品種のブランド化等を進めるための「販路開拓・ブランド化の推進強化」、f 「輸出用果実の生産・流通体系の実証」、g 「産地の構造改革・生産基盤強化等検討会」を対象に支援した。

(補助率：定率 (1/2 以内) 又は定額)

③ 推進事務費

本事業の円滑な推進を図るため、県基金協会及び産地協議会の推進事務費について、平成 23 年度から助成を行っている。

(補助率：定額)

(3) 事業の実績

① 平成 29 年度の実績

29 年度の事業実施計画の公募は、年 2 回 (応募締切は 4 月末、9 月末) とした。

果樹経営支援対策事業の補助金の計画承認額は、28 年度に比べ 9% 減の 30 億 76 百万円 (整備事業 29 億 65 百万円 (10% 減)、推進事業 51 百万円 (40% 減)、推進事務費 61 百万円 (6% 減)) となった。

このうち整備事業について事業内容別に見ると、用水・かん水施設の整備、土壌土層改良、新植で増加した一方、その他の整備事業はいずれも減少した。

改植については 28 年度に比べ 12% 減少の 17 億 73 百万円で、品目別にみると、くりが 70 百万円 (15% 増) で 28 年度に続き増加したが、うんしゅうみかん 5 億 74 百万円 (9% 減)、その他かんきつ 2 億 59 百万円 (17% 減) となり、また、28 年度に大きく増加したぶどうが 1 億 40 百万円 (22% 減)、ももが 57 百万円 (33%

減) となった。

補助金総額を都道府県別に見ると、和歌山県が最も多く、次いで青森県、熊本県の順であった。

(29 年度計画承認補助金額 3,076 百万円)

(29 年度支出額 2,902 百万円)

② 平成 30 年度の実績

30 年度の事業実施計画の公募は、年 2 回 (応募締切は 5 月上旬、9 月末) とした。

果樹経営支援対策事業の補助金の計画承認額は、29 年度に比べ 5% 減の 29 億 00 百万円 (整備事業 27 億 81 百万円 (6% 減)、推進事業 60 百万円 (18% 増)、推進事務費 59 百万円 (2% 減)) となった。

整備事業について事業内容別に見ると、改植、用水・かん水施設の整備が減少したのに対し、新植、モノレール、防霜施設・防風ネットの整備が増加した。これは、春先の霜害や夏季の干ばつに対処して施設整備が進められたためと考えられる。

改植については 29 年度に比べ 9% 減の 16 億 13 百万円となった。品目別にみると、おうとうは山形県が新品種への転換を進めたことから 11 百万円増加したが、うんしゅうみかん 5 億 02 百万円 (13% 減)、その他かんきつ 1 億 87 百万円 (28% 減)、りんご 4 億 26 百万円 (8% 減) となった。

補助金総額を都道府県別に見ると、和歌山県が最も多く、次いで、青森県、愛媛県の順であった。

(30 年度計画承認補助金額 2,900 百万円)

(30 年度支出額 2,541 百万円)

③ 令和元年度の実績

元年度の事業実施計画の公募は、年 3 回 (応募締切は 5 月上旬、9 月末及び 11 月末) とした。

果樹経営支援対策事業の補助金の計画承認額は、平成 30 年度に比べ 4% 減の 26 億 93 百万円 (整備事業 25 億 69 百万円 (8% 減)、推進事業 61 百万円 (3% 増)、推進事務費 62 百万円 (5% 増)) となった。

整備事業について事業内容別に見ると、園内道がうんしゅうみかん等で増加したほか、新植もキウイフルーツ、うんしゅうみかん等で増加した。一方、改植については30年度に比べ7%減の15億01百万円となった。品目別にみると、30年度に減少の大きかったうんしゅうみかんが3%増の5億15百万円、その他かんきつが2%増の1億91百万円となったが、りんご、くり、おうとう、ぶどう、ももで減少した。

補助金総額を都道府県別に見ると、和歌山県が最も多く、次いで青森県、愛媛県の順であった。

(元年度計画承認補助金額 2,693 百万円)

(元年度支出額 2,475 百万円)

④ 令和2年度の実績

2年度の事業実施計画の公募は、年3回（応募締切は5月上旬、9月末及び12月上旬）とした。

果樹経営支援対策事業の補助金の計画承認額は、新植の定額化、省力樹形の定額単価の設定等が行われたこと等から、元年度に比べ37%増の34億66百万円（整備事業33億60百万円（31%増）、推進事業36百万円（41%減）、推進事務費70百万円（12%増））となった。

整備事業について事業内容別に見ると、ももせん孔細菌病対策として防風ネットが増加したほか、モノレールがうんしゅうみかんとそのほかかんきつで増加した。また、2年度に単価が定額化された省力樹形は、りんごで超高密植栽培や新しい化栽培、かんきつ、なしで根域制限栽培、なし等でジョイント栽培がそれぞれ導入された。改植・新植が大きく増加し22億24百万円（36%増）となった。特に、補助率の定額化など運用改善が図られた新植はすべての品目で大幅に増加し約6倍の7億73百万円となった。

改植・新植について品目別にみると、うんしゅうみかんが7%減の5億16百万円となったが、りんご6億54百万円（73%増）をはじめ、その他のかんきつ3億28百万円（61%増）、ぶ

どう2億33百万円（55%増）、もも1億32百万円（43%増）など軒並み増加した。

補助金総額を都道府県別に見ると、和歌山県が最も多く、次いで長野県、青森県の順であった。

(2度計画承認補助金額 3,466 百万円)

(2年度支出額 2,634 百万円)

⑤ 令和3年度の実績

3年度の事業実施計画の公募は、年2回（応募締切は5月中旬、9月末）とした。

果樹経営支援対策事業の補助金の計画承認額は、2年度とほぼ同額の34億56百万円（整備事業33億50百万円（増減0%）、推進事業39百万円（9%増）、推進事務費67百万円（4%減））となった。

整備事業について事業内容別に見ると、モノレールの整備が3億16百万円（36%増）で、うんしゅうみかんとそのほかかんきつで増加した。改植・新植は2年度とほぼ同額であったが、改植が1億40百万円減少した反面、2年度に単価が定額化された新植は引き続き多くの品目で増加し9億4百万円（17%増）となった。また、改植・新植について品目別に見ると、うめ1億20百万円（56%増）、くり1億4百万円（29%増）、ぶどう2億53百万円（9%増）と増加した。

補助金総額を都道府県別に見ると、和歌山県が最も多く、次いで長野県、青森県の順であった。

本事業は事業計画の翌年度にわたっての支払が可能であるが、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の第1次事業計画で17億26百万円の申請があり、また、第2次事業計画は37億28百万円の申請があり、2つの計画の要望額を合計すると予算額を上回ることから、実績報告の次年度への一部繰越により配分した。

(3年度計画承認補助金額 3,456 百万円)

(3年度支出額 2,832 百万円)

第7節 果樹未収益期間支援事業

(1) 事業の実施経緯

産地計画における振興品目・品種への転換は、果樹経営支援対策事業の中心的な対策であり、緊要な課題である。

しかしながら、果樹には定植後一定期間収益が見込めない期間（未収益期間）があり、近年の果樹の収益性の悪化や後継者の確保難等の影響もあって、振興品目・品種への改植が進まない状況にあった。

このため、平成23年度から、未収益期間に要する経費の一部を支援する果樹未収益期間支援事業を実施している。

本事業の支援対象者は、果樹経営支援対策事業の同一の実施計画に記載された同一年度内に完了する改植の面積の合計が200㎡以上の担い手である。

なお、平成24年度からは東日本大震災農業生産対策実施要領に定める果樹の改植に取り組んだ生産者、平成29年度からは原子力被災12市町村農業者支援事業による果樹の新植・改植に取り組んだ生産者を対象に加え実施することとされた。

当初、明らかに未収益期間が短い品目への改植は対象としないとしていたが、平成24年度に政令指定果樹以外のアンズ等10品目が補助対象果樹として明記され、その後平成28年度にアボカド、やまぶどう及びライチ、令和2年

度にハスカップが追加された。

(2) 事業の概要

果樹経営支援対策事業で実施した改植・新植を対象に、改植・新植を行った翌年度からの幼木の育成経費相当について、4年間分を一括して支援するものである。平成28年度には、果樹経営支援対策事業の改植単価の改定と同時に助成額をそれまでの10a当たり年5万円の4年間分、計20万円から10a当たり5.5万円の4年間分、計22万円と引き上げられた。

（補助率：定額）

(3) 事業の実績

各年度の計画承認補助金額及び支出額は以下のとおりである。

29年度計画承認補助金額	2,037百万円
29年度支出額	2,180百万円
30年度計画承認補助金額	1,928百万円
30年度支出額	1,900百万円
元年度計画承認補助金額	1,760百万円
元年度支出額	1,900百万円
2年度計画承認補助金額	2,082百万円
2年度支出額	1,915百万円
3年度計画承認補助金額	2,122百万円
3年度支出額	1,813百万円

第8節 果樹経営支援対策事業（自然災害対応事業）

(1) 事業の経緯

平成30年7月豪雨により、愛媛県ほか果樹産地に被害がもたらされた。このため、平成30年8月3日付けで果樹農業好循環形成総合対策実施要領が改正され、果樹経営支援対策事業に自然災害対応事業が設けられ、収穫物の運搬や樹体保護に必要な支援を行うこととなった。

(2) 事業の概要

平成30年7月豪雨によりモノレールが被災し収穫物を園地外まで運搬するために必要な雇用及び運搬補助機材のレンタル並びに収穫までに栽培管理を十分行えない園地において次期作以降に向けた樹体保護のために緊急的に行う剪定等の作業に必要な雇用を支援する

事業である。

(3) 事業の実績

愛媛県の農業協同組合（5JA）において、うんしゅうみかんとその他かんきつ類を対象

に、モノレール被災による収穫物の運搬作業費及び運搬補助機材レンタル並びに樹体保護作業についての取組を行った。

（補助金額 5,493 千円）

第9節 果樹産地再生支援対策（令和元年度）

(1) 事業の経緯

令和元年度は、8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）及び台風第19号により、長野県、千葉県、福島県等で樹園地の冠水など果樹産地は甚大な被害を受けた。このため、令和元年10月31日付けで「令和元年8月以降の前線に伴う大雨及び台風対応産地緊急支援事業実施要領」が定められ、果樹については次期作に向けた樹体洗浄や病害の発生・まん延防止、早期成園化や営農の継続・発展の取組、改植等を内容とする果樹産地再生支援対策が元年度予備費により新たに講じられた。

(2) 事業の概要

対象となる自然災害により被害を受けた園地において、円滑な営農再開を図るために行う以下の取組を支援した。

① 収穫物運搬

通常の方法で収穫物の運び出しが行えない園地において、支援対象者が緊急的に行う収穫物を園地外まで運搬するための雇用及び運搬補助機材のレンタルに係る取組

② 樹体保護

次期作に向けた樹体保護のために緊急的に行うせん定等の作業に必要な雇用

③ 改植

被災した園地において、支援対象者が行う改植及びそれに伴う幼木の管理

④ 浸水被害等からの早期復旧に向けた取組

ア 早期成園化や経営の継続・発展に係る取組

浸水被害等により、経営面積の過半又は1ha以上の規模で改植を行う場合に、改植を行った園地から収入が得られるようになるまでの間、支援対象者が行う大苗の育成、代替農地での営農又は省力技術の研修の取組

イ 次期作に向けた取組

浸水被害を受けた園地において、支援対象者が行う樹体洗浄・樹勢回復又は病害の発生・まん延防止の取組

(3) 事業の実績

事業は令和元年度から2年度にかけて実施され、福島県、長野県及び千葉県において行われた、改植、早期成園化（大苗の育成及び代替農地での営農）及び次期作支援（樹体洗浄・樹勢回復及び病害の発生・まん延防止）の取組について助成を行った。

（元年度補助金額 447,303 千円）

第10節 果樹産地再生支援対策（令和2年度）

（1）事業の経緯

令和2年7月豪雨により果樹産地に甚大な被害がもたらされた。このため、令和2年7月31日付けで「令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業実施要領」が定められ、果樹については果樹産地再生支援対策が講じられた。

（2）事業の概要

令和2年7月豪雨の影響により被害を受けた園地において、円滑な営農再開を図るために行う以下の取組を支援した。

① 樹体保護

泥の付着・堆積、ゴミの流入等が生じた園地における樹体の洗浄、泥やゴミの除去、樹勢回復のための摘果、せん定、根切り等の取組

② 病害の発生・まん延防止

罹病した枝の除去、被災園地の周辺園地も含めた地域ぐるみでの薬剤散布等の取組

③ 収穫物運搬

通常の方法で収穫物の運び出しが行えな

い園地において、支援対象者が緊急的に行う収穫物を園地外まで運搬するための雇用及び運搬補助機材のレンタルに係る取組

④ 改植及び幼木の管理

被災した園地において支援対象者が行う改植及び幼木の管理の取組

⑤ 早期成園化や経営の継続・発展に係る取組

浸水被害等により、経営面積の過半又は雇用型経営にあつては1ha以上の規模で改植を行う場合に、改植を行った園地から収入が得られるようになるまでの間、支援対象者が行う大苗の育成、代替農地での営農又は省力技術の研修の取組

（3）事業の実績

山形県及び熊本県において行われた、樹体保護及び病害の発生・まん延防止の取組について助成を行った。

（補助金額 55,870千円）

第11節 大雪対応果樹産地再生支援対策（令和2年度）

（1）事業の経緯

令和2年12月以降の大雪の影響により果樹産地に甚大な被害が生じた。このため、令和3年2月3日付けで大雪対応産地緊急支援事業実施要領が定められ、果樹については果樹産地再生支援対策が実施された。

（2）事業の概要

令和2年12月以降の大雪により甚大な被害

を受けた果樹産地において、改植及びそれに伴う幼木の管理の取組を支援した。

（3）事業の実績

北海道、秋田県、山形県、福島県及び新潟県において行われた改植（被害を受けた果樹棚の資材費を含む）及び幼木の管理の取組について助成を行った。

（計画承認補助金額 31,718千円）

第12節 果樹気象災害対応緊急支援事業（令和3年度）

（1）事業の経緯

令和3年4月以降に発生した低温及び降雹により、東北地方及び関東地方を中心とした各地域で果樹の花の枯死や果実の損傷被害等が発生した。このため、今後発生するおそれがある低温及び降雹による被害を未然に防止することを目的に、令和3年9月2日付けで「令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業実施要領」が定められ、産地生産基盤パワーアップ事業において本事業を「基金事業」として実施されることとなった。

（2）事業の概要

令和3年4月以降に発生した低温及び降雹による被害を受けた地域において、防霜ファン、かん水設備、多目的防災網、その他防霜・防雹

効果があると認められる施設（リターンスタックヒーター）を導入する取組を支援した。

（3）事業の実績

山形県、福島県、栃木県、群馬県、長野県及び広島県において行われた防霜ファン等の設備導入の取組について助成を行った。

事業は3年度完了予定として計画申請され、年度中に完了した取組は3年度に実績報告を受け、補助金を交付した。また、年度中に完了しなかった取組は4年度に事業を完了するよう事業計画を変更した後、実績報告を受け、補助金を交付した。

（3年度補助金額 76,272 千円）（1回目）

（4年度補助金額 248,690 千円）（2回目）

第13節 果樹先導的取組支援事業

（1）事業の実施経緯

高品質な国産果実は国内外で高い評価を受けているにも関わらず、生産基盤の脆弱化により生産量が減少しており、国際競争力を維持し、安定した輸出を行っていくためには国内需要も含め生産量を確保することが急務である。

このため、令和3年度補正予算産地生産基盤パワーアップ事業の新市場獲得対策において園芸作物等の先導的取組支援（果樹）を措置し、果樹先導的取組支援事業を実施することとなった。

（2）事業の概要

果樹先導的取組支援事業の支援する取組は、①省力樹形や優良品目・品種への改植・新植、②防霜ファン、かん水施設等災害対応設備の設置や安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備、③かんきつにおける周年マルチ点滴かん

水同時施肥法に使用する代替被覆資材の実証である。

事業の実施要件は、果樹経営支援対策と同様であることに加え、事業実施後4年以内に支援対象者の果樹栽培面積のうち振興品目・品種の面積が8割以上とすることなど成果目標を達成することが要件とされた。

（補助率：1/2以内）

（3）事業の進捗状況

予算は全額令和4年度に繰り越され、年2回の公募を行った。第1次計画については果樹経営支援対策事業と同じ令和4年4月から5月17日まで公募し、補助金10億70百万円となった。また、第2次計画については7月から8月19日まで公募し補助金1億79百万円となった。さらに代替被覆資材の実証38百万円を加え、合計12億70百万円となった（以上、交付

決定ベース)。

事業内容別に見ると、改植・新植1億46百万円(12%)、改植・新植と一体的に整備する果樹棚4億42百万円(35%)、用水・かん水の整備1億71百万円(13%)、園地管理軌道施設の整備1億46百万円(11%)等である。

また、当該事業については、幼木の育成経費が補助対象に含まれていないことから、当該事業により改植・新植を行った場合は果樹未収益期間支援事業を活用し補助金2億35百万円を計上した(交付決定ベース)。

第14節 未来型果樹農業等推進条件整備事業

(1) 事業の実施経緯

果樹農業の労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、平坦で作業性の良い水田への果樹の新植や、中山間地等の既存産地での基盤整備後の改植を通じた、まとまった面積での省力樹形の導入・機械作業体系の導入等の取組を支援し、労働生産性を抜本的に向上させ、収益性の高い経営を営む、未来型の果樹農業への転換を推進する未来型果樹農業等推進条件整備事業を令和2年度から実施している。

(2) 事業の概要

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形の導入に要する経費及び早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組、省力化に向けた機械作業体系の導入に要する

経費に対する補助を実施している。

(3) 事業の実績

令和2年度については、青森県におけるりんご(超高密植栽培)の導入及びこれらの管理作業に必要なスピードスプレーヤー等農業機械の導入を対象として事業を実施した。

(令和3年度補助金額 60,130千円)

令和3年度については、富山県における醸造用ぶどう(垣根栽培)の導入及びスピードスプレーヤー等農業機械の導入を対象として事業を実施するとともに、青森県のりんご(超高密植栽培)の拡大及びスピードスプレーヤーの導入を引き続き支援した。

(補助金額)

富山県：令和3年度 11,316千円

青森県：令和4年度 44,096千円

第15節 果樹生産性向上モデル確立推進事業

(1) 事業の実施経緯

農地管理中間機構を活用し園地の集積・集約を図り、産地の構造改革を進める事業として、平成30年度に開始され、令和3年度からは果樹経営支援対策事業の推進事業のメニューの1つである「省力技術活用等による生産技術体系構築」(果樹生産性向上モデルの確立)として実施されている。

(2) 事業の概要

「農地中間管理機構果樹モデル地区」の取組を実施する産地協議会が、労働生産性の向上を図る省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系を構築するための実証・普及事業であり、実証及び普及のためのマニュアル作成や講習会の開催、実証ほの管理運営等に必要な費用を助成する。

(補助率：定額、1/2)

(3) 事業の実績

令和元年度については、愛媛県及び宮崎県におけるうんしゅうみかんへの根域制限栽培の導入普及により、収量当たりの作業時間の10%

以上の削減を目指す取組に助成を行った。

(元年度支出額 19,810千円)

令和2、3年度については、いずれも事業要望がなく、事業は実施されなかった。

第16節 新品目・新品種導入実証等事業

(1) 事業の実施経緯

近年需要が高まっている国産の醸造用ぶどう等の新たなニーズや、温暖化の影響による栽培適地の変化等に対応するための取組に要する経費を補助する「新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等」が令和2年度に開始された。その後、令和3年度には事業の名称が「新品目・新品種導入実証等事業」に改められた(ただし、事業内容、補助対象等の変更はない)。

事業内容とする。

(補助率：定額)

(2) 事業の概要

市町村、生産者出荷団体等を補助事業者とし、学識経験者や生産者、流通業者等による検討会の開催、国内の他産地における先進的な取組の視察や土壌の特性や立地・気象条件等の栽培条件を確認するための適地条件調査等の実施、ほ場の借り上げや苗木の植え付け、かん水施設の設置を通じて栽培実証を行う実証ほの設置を

(3) 事業の実績

令和3年度は、青森県弘前市において、りんごに代わる醸造用ぶどうの導入拡大、栽培適地の確保のため、気象・地質等の調査による栽培可能性の検討、実証ほの設置等の取組に対し助成を行った。

また、全農山梨県本部において、ぶどう、ももの新品種の栽培技術の確立と県内全域への導入普及を図るための栽培管理マニュアルの作成、研修会の開催等の取組に対し助成を行った。

(補助額：3,038千円)

令和2年度については事業要望がなく、事業は実施されなかった。

第17節 優良苗木生産推進事業

(1) 事業の実施経緯

本事業は、果樹生産に必要な優良苗木の供給・確保の円滑化を図るため、令和元年度に創設されたものである。

等を構成員とする苗木生産コンソーシアムの初次的経費を支援するものである。

令和3年度には、支援対象となる取組に省力樹形用苗木の育成が加わった。

(2) 事業の概要

本事業は、省力樹形の導入等に必要となる品目・品種の優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要なほ場の借り上げ、かん水施設の設置等を行う、産地協議会や種苗業者

(3) 事業の実績

令和元～3年度については事業申請がなかった。

第18節 果樹種苗増産緊急対策事業

(1) 事業の実施経緯

本事業は、需要の急増により安定供給が困難となったぶどう苗木等について、需要に対応した供給が行えるよう、民間施設における隔離検疫の実施拡大等を推進する必要があることから、令和元年度に創設されたものである。

(2) 事業の概要

輸入苗木の安定確保に向けた検討会の開催、苗木の輸入の際に義務付けられている隔離栽培による検疫を、既存施設等を活用して行う場

合に必要な施設の改修等の取組を行う輸入苗木供給推進コンソーシアムを支援するものである。

(3) 事業の実績

令和元年度に、日本ワインブドウコンソーシアムが行った現地検討会・講習会、隔離栽培用施設の修繕等に対して補助した。

なお、令和2年度、3年度に事業申請はなかった。

第19節 花粉専用園地育成推進事業

(1) 事業の実施経緯

本事業は、なしやキウイフルーツ、りんご等の海外からの輸入花粉に一定程度依存している品目について、海外での病害の発生等による輸入の不安定化のリスクを軽減し、家屋内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、令和2年度に創設された。

(2) 事業の概要

花粉専用園地育成推進事業実施計画に沿った取組を行うため、検討会の開催、小規模園地整備、花粉専用樹の新植・改植、花粉専用樹の育成管理、花粉採取機等の機械・施設のリース導入を支援するものである。

(3) 事業の実績

令和2年度、令和3年度に各1件の事業計画を採択した。その内容は、以下のとおりである。

① 令和2年度

なしの安定生産に向けた花粉確保のため、小規模園地整備及び花粉専用樹の新植に対して補助することで事業が進んでいたが、苗木が入手困難となり令和3年度に事業中止となった。

② 令和3年度

なしの安定生産に向けた花粉確保のため、花粉専用樹の新植に対して補助した。

第20節 加工専用果実生産支援事業

(1) 事業の実施経緯

平成22年度までの果実契約取引等推進事業の「加工・業務用果実需要対応産地育成事業」を組み替えて、平成23年度から新たに「果実加工需要対応産地育成事業（新需要開発型）」

としてスタートし、26年度まで実施した。

平成27年度から事業を組み替えて新たに「果実加工需要対応産地育成事業（加工専用果実生産支援事業）」として開始した。

平成28年度からは事業を組み替えて「果実

加工需要対応産地強化事業(加工専用果実生産支援事業)」として実施している。

(2) 事業の概要

国産果実を原料とした加工品について、新たな加工・業務用需要への対応を図るため、

- ① 消費者等のニーズをとらえた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格を想定した低コスト・省力化栽培技術の実証等(各都道府県等)
- ② 事業の成果の報告会及び加工・業務用需要に対応する産地育成のための交流会の開催等(中央果実協会)

を行う。

(3) 事業の実績

(平成29年度)

4事業者を採択・補助し、中央果実協会

の成果報告会等を含めて、事業費総額は8,154千円であった。

(平成30年度)

1事業者を採択・補助し、中央果実協会の成果報告会等を含めて、事業費総額は1,118千円であった。

(令和元年度)

2事業者を採択・補助し、中央果実協会の成果報告会等を含めて、事業費総額は4,225千円であった。

(令和2年度)

1事業者を採択・補助し、事業費総額は1,168千円であった。(新型コロナウイルス感染のため、中央果実協会の成果報告は行わなかった。)

(令和3年度)

事業応募がなかった。

第21節 国産果実競争力強化事業

(1) 高品質果樹等製造設備の導入等の取組

① 事業の実施経緯

平成16年の日墨経済協定の合意を踏まえ、国産かんきつ果汁製造業等の競争力強化を図るため、平成17年度から新たに果汁工場の再編を行う国産果汁競争力強化事業を実施している。

また、23年度からは、工場再編のための部門別経営分析及び需要調査をメニューに加え、更に27年度から、かんきつのみならず全ての国産果実を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発等への助成を行うこととした。

② 事業の概要

国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査並びに過剰な搾

汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果実を対象として高品質果汁製造設備等の導入を推進する。

③ 事業の実績

(平成29年度)

JA 広島果実連の子会社である株式会社ヒロシマ・コープが、レモン果皮製品として、搾汁後の果皮をそのままの状態で採取する「内皮有り製品」に加えて、「内皮無し製品」の製造のため搾汁後の果皮の内皮を除去する内皮除去機の導入を行うこととし、これに必要な経費について補助した。

(平成29年度補助金額 10,100千円)

(令和元年度)

株式会社ヒロシマ・コープが、需要の高まっているレモン果皮製品の製造販売のため、「内皮有り果皮」をさらにカットし

た製品を製造するため果皮カットスライサー機器の導入を行うこととし、これに必要な経費について補助した。

(令和元年度補助金額 1,730 千円)

(令和2年度)

株式会社ヒロシマ・コープが、ケーキ・菓子店など飲料事業者以外の販売先から、軽量かつ少量で利便性の高い小袋包装の要望が多くなっていることから、こうした多種にわたる取引先への販売拡大を図るため、新たに果汁小袋包装機の導入を行うこととし、これに必要な経費について支援した。

(令和2年度補助金額 5,870 千円)

平成30年度、令和3年度については事業は実施されなかった。

(2) 果実需要増進等

① 事業の実施経緯

平成29年度から国産果実競争力強化事業の中に果物の消費拡大を推進するための予算が措置されたことから、中央果実協会が事業実施主体となって、毎日くだもの200グラム運動指針の改訂、消費拡大のためのセミナーの開催などを行った。

② 事業の概要

毎日くだもの運動指針及びファクトブックの改訂、消費拡大セミナーの実施、消費者向けWEBによる啓発、食育推進全国大会等へのイベント出展、子供向けパンフレットの制作、配布など、様々な手法を利用して果物の消費拡大のための啓発活動を行った。

③ 事業の実績

(平成29年度)

「毎日くだもの200g運動指針」冊子及び「FACT BOOK」の改訂のため、有識者による検討会を2回開催して改訂を行い、「毎日くだもの200g運動指針」冊子150部、「FACT BOOK」

2,000部を印刷した。

また、消費拡大セミナーの実施(全国で3回)、果物消費拡大のためマイナビニュース、マイナビウーマンなどWEBサイトへのタイアップ記事の掲載、大学の学生食堂トレイへの啓発ステッカーの貼付を行った。

(平成29年度支出額 9,324 千円)

(平成30年度)

食育推進全国大会(大分県大分市)などイベントへの出展、果物のある食生活推進全国協議会の開催、消費拡大セミナーの実施(全国で2回)、小児の親向け広報冊子の配布(7万部)を行った。

(平成30年度支出額 6,802 千円)

(令和元年度)

食育推進全国大会(山梨県甲府市)への出展、毎日くだもの200グラム推進全国協議会の開催、消費拡大セミナーの実施、小児の親向け広報冊子の配布(7万部)を行った。

(令和元年度支出額 4,278 千円)

(令和2年度)

小児の親向け広報冊子の配布(7万部)、くだもの200グラム運動推進のための缶バッジの作成、全国スーパーマーケットで配布されている「おあじはいかが」への広告掲載を行った。なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、食育推進全国大会、セミナーは中止された。

(令和2年度支出額 4,383 千円)

(令和3年度)

小児の親向け広報冊子の配布(7万部)、全国スーパーマーケットで配布されている「おあじはいかが」への広告掲載、マイナビ農業HPへの果物消費拡大のためのタイアップ記事の掲載を行った。なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、食育推進全国大会、セミナーは中止された。

(令和3年度支出額 5,966 千円)

第22節 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

(1) 事業の実施経緯

農業所得を確保するには、産地が自ら取り組む生産の実態やその生産する果実の流通の実態を踏まえ、取引業者との間で再生産価格を確保しうる合理的な価格形成が行われるよう契約取引等の計画的な取引の導入が必要である。他方、近年の果実を取巻く環境は、消費者嗜好が生鮮需要から加工・業務用需要へシフトするとともに、流通ルートや販売形態が多様化しており、産地自らがこれらに対応した取組を戦略的に進めることが重要である。

また、ブランド力のある果実について、高品質であるが生鮮果実用の規格を満たさないものを加工原料として安定的に供給するための流通体制が整備され、低コスト省力栽培技術が定着すれば、農家所得の向上が可能となる。

併せて、これらの品質を一定に保ち安定生産を行うため、作柄安定技術の導入が重要である。

そこで、引き続き多様な販売形態や流通経路に対応した計画的な取引手法を実証し、産地の取組を反映した価格形成が行われる体制の構築に向けて支援するとともに、高品質加工原料の選別・出荷体制の構築に必要な掛かり増し経費についての支援及び作柄安定技術の導入を行う農家に対する支援を行うこととした。

さらに、令和元年度から新たに加工・業務用果実の安定供給に向けた加工専用園地を育成するための既存の知見や技術等を活用した省力型栽培技術体系の実証を支援することとした。

令和2年度には事業名を「加工原料安定供給連携体制構築事業」から「加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業」に変更するとともに作柄安定技術等の導入の取組の技術内容を省力型栽培技術体系等の導入の取組に統合した。

(2) 事業の概要

産地の取組を踏まえた取引先との合理的な価格形成が行われるよう、消費者・実需者の需要に応えた計画的な取引手法の実証を行うとともに、高品質な加工原料用果実を安定的に供給するための流通体制の整備、低コスト省力栽培技術の定着に資するよう、高品質加工原料の選別・出荷体制の構築、作柄安定技術及び省力型栽培技術の導入について支援を行う。

具体的な事業内容は以下のとおりである。

- ① 国産果実需要適応型取引手法実証の取組
供給・販売計画の作成に必要な検討会の開催、需要調査、生産・流通コスト調査、需要に即した果実の安定供給に向けた取組、販売形態に適應した流通の効率化・低コスト化・多様化への取組、国産果実の需要拡大に向けた消費者等への理解醸成活動等の取組、報告書の作成等に必要な経費を助成する。
- ② 加工原料用果実の選別、出荷の取組
品種、糖度等の品質若しくは大きさ等に基づく取引を新たに導入し、その選別・出荷等に必要な経費を含めた取引価格の引上目標を定めた場合に、高品質加工原料の選別・出荷体制の構築に必要な経費の一部を助成する。
- ③ 作柄安定技術等の導入の取組
加工用果実を対象に、以下の2つ以上を産地において実施する場合に助成する。
ア 病虫害被害回避技術の導入
イ 地温・土壌水分調整、風害防止技術の導入
ウ 土壌改良・園地改良技術の導入
エ 生産コスト低減技術の導入 等
- ④ 省力型栽培技術体系等の導入の取組
実証計画の作成に必要な検討会の開催、需要・生産・流通コスト調査、展示ほの設置等省力型栽培技術体系等の実証、果実の分析・評価会の開催等果実の品質評価等に必要な経費を助成する。(令和2年度から、作柄安定技術等

の導入の取組の技術内容を統合)

(3) 事業の実績

平成 29 年度は、中央卸売市場向けの規格に合致しない果実のファーマーズマーケット向け出荷の取組を行う紀の里農業協同組合(需要適応)及び加工用果実選別出荷促進に係る取組を行う、沖縄県北部パインアップル加工専用果実流通推進協議会、愛媛県果実生産出荷安定協議会(選別出荷)の合計 3 団体に対して補助した。(補助金額 121,004 千円)

平成 30 年度は、連携先生産出荷団体の新出荷規格に基づく高品質下位等級果実の計画的契約取引の取組を行う紀の里農業協同組合(需要適応)及び加工用果実選別出荷促進に係る取組を行う、沖縄県北部パインアップル加工専用果実流通推進協議会、愛媛県果実生産出荷安定協議会(選別出荷)の合計 3 団体に対して補助した。(補助金額 95,780 千円)

令和元年度は、加工用果実選別出荷促進に係る取組を行う、沖縄県北部パインアップル加工

専用果実流通推進協議会、愛媛県果実生産出荷安定協議会(選別出荷)の合計 2 団体に対して補助した。(補助金額 127,082 千円)

令和 2 年度は、加工用果実選別出荷促進に係る取組を行う、沖縄県北部パインアップル加工専用果実流通推進協議会、和歌山県 JA 厳選出荷協議会(選別出荷)並びに加工用生柿の省力栽培技術の導入と「一口あんぼ柿」の試作実証を行う紀の里農業協同組合及び高付加価値りんごジュースとなりうる品質の加工用りんごの省力栽培を行う青森県農村工業農業協同組合連合会(省力型)の合計 4 団体に対して補助した。(補助金額 40,299 千円)

令和 3 年度は、加工用果実選別出荷促進に係る取組を行う、沖縄県北部パインアップル加工専用果実流通推進協議会、和歌山県 JA 厳選出荷協議会(選別出荷)及び省力栽培における剪定と摘花・摘果の適正化による作柄安定技術の導入を行う青森県農村工業農業協同組合連合会(省力型)の合計 3 団体に対して補助した。(補助金額 35,292 千円)

第 23 節 果実輸送技術実証支援事業

(1) 事業の実施経緯

国産果実の海外での需要を拡大するため、低コストで海外の消費者に提供することが出来る船便を利用し、品質を維持しながら安定的に供給する果実の海上輸送体制を確立するための取組を支援することとし、平成 28 年度から果実輸出支援強化事業として新たに実施した。令和元年度に事業の名称が果実輸送技術実証支援事業に変更された。令和 2 年度に、船便と鉄道等を組合わせたマルチモーダル輸送の活用を念頭に、事業の対象が「船便等」とされた。

(2) 事業の概要

国産果実を船便等により低コストで安定的に品質を維持しながら海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナの効率的な活用や、

長時間輸送に適した鮮度保持技術・輸送資材の開発・実証への支援を行う。具体的な事業内容は以下のとおりである。

① 果実輸出効率化支援事業

リーファーコンテナ等の効率的な活用や産地間連携による混載輸送等効率的な輸出の実施にかかる検討会の開催、効率的な輸出の実証試験、報告書の作成等

② 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等の開発及び応用に係る検討会の開催、検討結果を踏まえた技術等の開発・応用による試作等、開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術の実証、報告書の作成等

(3) 事業の実績

平成 29 年度は、エチレン阻害剤、殺菌剤を

用いた鮮度保持技術及び内装資材、外装容器を用いた損傷防止技術の実証を行う3団体に対して補助した。(補助金額 7,242千円)

平成30年度は、包装資材とCAコンテナを用いた鮮度保持技術及び耐水性外装容器を用いた損傷防止技術の実証を行う4団体に対して補助した。(補助金額 7,477千円)

令和元年度は、柿の脱渋等の処理による鮮度保持の比較実証のほか、殺菌剤等を用いた鮮度保持技術及び外装容器を用いた損傷防止技術の実証を行う3団体に対して補助した。

(補助金額 3,607千円)

令和2年度は、鮮度保持フィルムとエチレン阻害剤を用いて鮮度保持技術の実証を行う1団体(コロナ禍による特例として国内試験のみ実施)に対して補助した。

(補助金額 418千円)

令和3年度は、産地から輸出先までの継続的な低温輸送と鮮度保持フィルムを用いた鮮度保持技術の実証を行う1団体に対して補助した。(補助金額 1,229千円)

第24節 パインアップル構造改革特別対策事業

(1) 事業の実施経緯

パインアップル対策については、昭和63年度に協会に一括造成されたパインアップル対策基金を財源として、パインアップルの種苗対策、栽培管理対策、流通対策、加工対策、消費拡大対策、需給対策、生食用パインアップル出荷促進対策からなるパインアップル産業活性化特別対策事業が平成18年度まで実施されてきた。

平成19年度から、従来の加工原料供給を維持しつつ、収益性の高い生食用の生産拡大を図るとともに、需要の更なる拡大を計画的・集中的に図るため、①パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業、②パインアップル産地構造改革事業からなるパインアップル構造改革特別対策事業を実施している。なお、事業の一部(パインアップル新需要開発推進事業)は、平成25年度から農林水産省の他事業に移管された。

(2) 事業の概要

① パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

品質向上及び栽培農家の経営安定を図るため、優良種苗の効率的な増殖、育苗及び種苗の配布並びにこれに必要な施設・機械の整備等を実施する事業。

② パインアップル産地構造改革事業

産地における担い手の育成を図りつつ加工原料供給を主体とした産地構造から生食用と加工用のバランスのとれた産地構造に転換する事業。

(3) 事業の実績

平成29年度から令和3年度までの事業の実績は以下のとおりである。

① パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

平成29年度から令和3年度まで、沖縄県農業協同組合が実施する優良母系株による輪切り増殖、生食専用品種の優良母茎確保等に補助を行った。

② パインアップル産地構造改革事業

平成23年度及び平成24年度の台風被害によりパインアップルは場が大きな被害を受けたため、平成26年度から平成30年度までは、上記①パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業に重点化したため、その間に沖縄県から事業申請はなかった。その後、産地構造改革が再開され、令和元年度から令和3年度まで、沖縄県農業協同組合が実施する産地構造改革検討会の開催、生食用パインアップルの普及に係る指導、生分解性マルチの導

入、低温・倒伏防止対策の実証展示、栽培要

領・カレンダーの配布等に補助を行った。

第25節 外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業

(1) 事業の実施経緯

平成27年度補正予算において、TPP協定の大筋合意を受け、農政新時代の新たなステージを切り開いていく観点から、国産農産物等の需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等との連携により国産農産物等を原材料とした新商品の開発を推進する取り組みを支援する事業が創設された。この事業は、平成31年度補正予算まで措置された。

事業の実施に当たっては、中央果実協会が、農林水産省が公募する事業実施全国団体に応募・承認を受け、青果物（果物、野菜）分野の事業運営を担当した。

(2) 事業の概要

① 生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等

国産農産物等を活用した新商品の開発等を推進するため、全国推進会議の開催、公募選考会の開催、生産者等とのマッチング会等の実施及び新商品開発等のための専門家による助言及び指導を中央果実協会が実施した。

② 外食・加工業者等による新商品の開発等
新商品の開発・製造・販売を行う外食・加工業者等が行う、新商品の開発・試作、製造等に必要な機械の開発・改良、新商品のプロモーション及び原料原産地表示の促進に要する経費が補助（機械の開発・改良等は補助率1/2、その他は定額）された。

(3) 事業の実績

(平成28年度補正予算関係)

ア 生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等

(29年度支出額 8,437千円)

イ 外食・加工業者等による新商品の開発等 (29年度支出額 19,202千円)

(平成29年度補正予算関係)

ア 生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等

(30年度支出額 1,987千円)

イ 外食・加工業者等による新商品の開発等 (30年度支出額 10,798千円)

(平成30年度補正予算関係)

ア 生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等

(元年度支出額 1,254千円)

イ 外食・加工業者等による新商品の開発等 (元年度支出額 6,134千円)

(平成31年度補正予算関係)

ア 生産者と外食・加工業者等との連携

体制の構築等

(2年度支出額 1,008千円)

イ 外食・加工業者等による新商品の開発等 (2年度支出額 0千円)

(参考)

それぞれの年度末に補正予算措置がされたため、支出額は補正予算措置の翌年度支出となっている。

第26節 調査研究等事業

1. 国内関係調査事業

(1) 新たな果樹生産技術に関する調査 (平成29年度)

我が国の果樹農業経営が今後発展していくためには、急傾斜地にある園地が多いことや永年作物の園地流動の難しさに加え、規模拡大が生産性向上につながらない技術構造が課題となっている。本課題を解決すべく各試験研究機関において、なしのジョイント仕立てを代表とする省力樹形が開発され、全国産地で導入普及が進みつつある。今後、園地の集積による規模拡大とともに、省力樹形等の導入による生産性向上を図ることで、果樹農家の経営発展を促進することは果樹農業振興基本方針においても示された今後の重要な果樹振興施策である。

そこで、省力樹形、根域制限等の取組状況、先進技術の導入事例等を把握し、今後の果樹経営支援対策の検討に活用するため、学識経験者による検討委員会の開催、産地協議会に対する省力樹形等の実態把握のためのアンケート調査及び省力樹形等の新技術を導入した産地、生産者に対する現地実態調査を実施した。

① 検討委員会の開催

学識経験者で構成する検討委員会を設置し、合計3回の検討委員会を開催して、調査内容、調査方法、調査結果等の検討を行った。

② 産地協議会へのアンケート調査

産地協議会を対象にしたアンケートにより、樹種別の省力樹形栽培等の新技術の導入実態を調査、分析した。道県協会等を通じたアンケートの送付・回収によって、全国551産地協議会(平成29年3月時点)のうち、327産地協議会からの回答を得た。

アンケートの調査対象は、産地協議会に参画している農業者を産地協議会ごとに取りまとめたものとし、樹種として、うんしゅうみかん、中晩柑、りんご、ぶどう(生食用、加工用)、日

本なし、かき、もも、うめ、おうとうを選定した。

調査は、次の内容により実施した。

ア. 産地協議会全体の果樹園面積及び対象樹種の面積

イ. 対象樹種の主要品種

ウ. 省力樹形や根域制限、マルチ・マルドリを導入している果樹の栽培面積。それぞれ、露地、ハウス(無加温)、ハウス(加温)、雨よけの面積。(調査対象とする樹種別の省力化技術をアンケート添付の表で提示)

エ. 先進的技術の取組状況、今後の導入を予定・検討している省力樹形等技術

オ. 高所作業機(農用高所作業機)の導入台数

アンケート調査の結果については、樹種別に省力樹形・根域制限等の普及状況を取りまとめるとともに、これら技術の特徴・課題等がわかるように解説を加えた。

③ 現地実態調査

省力樹形等の新技術を導入した産地の事例調査や導入した生産者の実態調査を行い、技術的、経営的な課題等を把握した。検討委員及び国内の果樹研究者の合計6名からなる調査委員が、13か所(10県)の果樹産地を訪問して調査した。

調査対象については、樹種(うんしゅうみかん、中晩柑、りんご、なし、もも、おうとう、ぶどう、かき)ごとに、省力樹形、根域制限等の省力化技術を選定して調査した。

調査は、次の内容により実施した。

ア. 産地の概要

イ. 省力化技術

- ・ 名称、樹種・品種

- ・ 取組の背景、技術の概要(栽培方法、関連する機械・施設・装備)

- ・ 効果(収量・品質、省力程度)

- ・流通（品質管理、選果、出荷販売）
- ・課題（自然、栽培、労力、経費、慣行栽培との比較）

ウ．今後の取組

（事業費 1,210 千円）

（２）主要果実産地における流通の実態把握調査（平成 29 年度）

近年、従来果実流通の太宗を占めてきた卸売市場流通のほか、市場を経由しないいわゆる市場外流通など多様な流通ルートが増加していると言われている。

そこで、今後の効率的な流通のあり方や農業所得向上方策の検討に資するため、代表的な果実であるうんしゅうみかんとりんごの主要産地における、集荷段階、中継ぎ段階、分荷段階に至る多様な果実流通経路別・取り扱い業者等別の実態を定量的に把握するなどの調査を実施した。

本調査では、検討会を開催して学識経験者による助言を受けつつ、果樹産地の集荷段階、中継ぎ段階、分荷段階における様々な集出荷主体を対象に聞き取り調査を実施し、結果を取りまとめた。現地調査及びとりまとめは、（一財）農林統計協会に委託した。

① 検討委員会の開催

学識経験者で構成する検討委員会を設置し、合計 2 回の検討委員会を開催して、実態調査の設計、調査対象の選定、調査項目と調査票の設計、調査結果の取りまとめ等の検討を行った。

② 主要果実産地における流通の実態把握調査

次の調査対象県の農協、卸売市場（産地集荷市場）、出荷組合、集荷業者、小売、加工業者等の事業所を複数選定し、調査員が各事業所に対して聞き取り調査を行った。

ア．青森県 弘前地域

事業所数 15（農協 3、産地集荷市場 1、集出荷業者 3、卸売市場 1、小売 1、産地直売所 1、加工業者 2、出荷組合 1、生産者 2）

イ．長野県 長野地域

事業所数 14（農協 1、集出荷業者 3、出荷組合 1、卸売市場 2、産地直売 1、加工業者 1、生産者 5）

ウ．静岡県 静岡、浜松地域

事業所数 11（農協 2、集出荷業者 1、卸売市場 1、産地直売所 1、小売 1、加工業者 1、生産者 4）

エ．和歌山県 有田川地域

事業所数 16（農協 1、集出荷業者 4、出荷組合 1、卸売市場 2、産地直売所 1、小売 1、加工業者 1、生産者 5）

オ．愛媛県 八幡浜地域

事業所数 11（農協 1、集出荷業者 1、出荷組合 1、卸売市場 1、産地直売所 1、小売 1、加工業者 1、生産者 4）

カ．熊本県 熊本地域

事業所数 14（農協 1、集出荷業者 3、卸売市場 2、産地直売所 1、小売 1、加工業者 1、生産者 5）

上記のほか、各県レベルの農協系統組織（経済連、果実連）と青森県の商協連に対し、県内の対象果実の流通状況に関する聞き取り調査を行った。

調査は、流通段階、加工場及び生産者に対して次の内容の調査票を作成して聞き取りを行った。

ア．流通段階

- ・ 入荷先別の入荷総量・総金額（うち県外からの入荷量・金額）
- ・ 出荷先別の出荷総量・総金額（うち、県外への出荷量・金額）
- ・ 果実の選別・出荷の状況

イ．加工場

- ・ 入荷先別の入荷総量・総金額（うち、県外からの入荷量・金額）
- ・ 製造している加工品の種類及び果実使用量（原料果実の確保状況等）

ウ．生産者

- ・ 経営規模
- ・ 自家選果の状況

- ・ 出荷先別出荷数量・出荷金額
(事業費 3,957 千円)

(3) なしの安定生産に向けたなし花粉の利用実態調査 (平成 29 年度)

なしはほとんどの品種が自家不和合性であり、結実には他品種の花粉の受粉が必要であるため、受粉樹の混植、自家採取した花粉や輸入花粉を使用した人工授粉が広く実施されている。

植物検疫統計によれば、近年の輸入花粉はほとんど中国産であるが、過去には中国の国内事情により輸入環境が悪化する事態が発生したことがあり、今後も、病害虫の発生や天候不良等により、輸入環境の悪化が日本の国内におけるなし生産に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

以上のことから、平成 28 年度は国内外における花粉の利用状況を把握する調査を実施したが、この中で、西洋なし花粉の利用可能性について有望との結論を得た。

そこで、花粉の安定供給に向けた対策の検討に資するため、西洋なし花粉と我が国の主ななし品種との和合性について確認を行うとともに、輸入可能な西洋なし生産国における生産実態、花粉の輸入可能性について調査を実施した。

調査及びとりまとめは、(一社) 日本果樹種苗協会に委託した。

① 検討委員会の開催

学識経験者で構成する検討委員会を設置し、合計 3 回の検討委員会を開催して、調査内容、調査方法、調査結果のとりまとめ等の検討を行った。

② わが国の主要な日本なし品種と西洋なしとの和合性の確認

チリで広く栽培されている主要な西洋なし 3 品種の精製花粉 (冷凍保存) をチリ大使館農務部の協力を得て入手し、発芽率を調査した。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門ナシ・クリ育種ユニットの協力を得て、日本なし「豊水」及び「幸水」

に、西洋なし花粉を授粉させ、その後の結実ならびに果実成長、種子形成を調査し、日本なしと西洋なしの交雑和合性を評価した。

西洋なし及び日本なしの自家不和合性に係る遺伝子である S 遺伝子に関する情報を、西洋なしや日本なしの研究を行っている山形県や農研機構から収集した。

③ チリにおけるなし生産となし花粉の利用実態の把握等

在日チリ大使館農務部からチリにおける果樹生産及びなし栽培の状況、花粉利用状況、花粉輸出・販売業者等に関する情報を収集した。また、チリにおける現地調査のため、在日チリ大使館農務部農務参事官等に協力を依頼した。

チリのサンチャゴ及びなし生産現地に赴き、政府関係機関及び民間花粉生産販売企業、なし生産農家を訪問し、同国における農業、果樹産業、花粉生産の実態を調査するとともに、西洋なし花粉精製法、利用実態、日本へ輸出の可能性を調査した。

(事業費 3,110 千円)

(4) 果樹農業における労働力に関する調査 (平成 30 年度)

我が国の果樹農業は、高齢化の進展や担い手の減少、農地荒廃の加速化等により、生産基盤が脆弱化しており、園地の集積、労働力の確保と労働生産性の向上、経営体の収益の改善等が大きな課題となっている。

このような中、一部の産地では、生産者団体と行政が協議会を構成して労働力確保に取り組んでいる例や、異なる県の生産者団体が連携して労働力を確保している例等が見られるようになっている。

そこで、果樹生産における労働時間の縮減に向けた検討に資するため、主要産地における事例調査により、作業別労働時間のデータを収集するとともに、産地や個別農家が、必要な労働力をどのように確保しているか調査を実施した。

現地調査及びとりまとめは、(一財) 農林統

計協会に委託して実施した。

① 検討委員会の開催

学識経験者で構成する検討委員会を設置し、合計3回の検討委員会を開催して、調査の進め方、調査方法、現地調査先の選定と実施方法、調査結果の取りまとめ等の検討を行った。

② 果樹農業経営体の営農状況の調査

2000～2015年の農林業センサスデータを用いて、果樹農業経営体の栽培面積等の変遷、果樹農業（販売農家）の自家農業労働力の状況及び果樹農業の雇用労働の状況について集計・分析した。

③ 果樹農業経営体の作業別労働時間の調査

かんきつ類、りんご等の樹種ごとの主要産地の果樹農業経営体に対して、月別・作業別労働時間記入票を調査員が配布・説明し、調査票を留め置いて記入をしてもらう方法により調査を行った。

ア. 調査対象

- ・かんきつ類：和歌山県（有田地区）10経営体
- ・うんしゅうみかん：熊本県（熊本市）10経営体
- ・りんご：岩手県（奥州市）6経営体
- ・ぶどう（露地）：山梨県（甲州市、山梨市、笛吹市、甲府市、韮崎市）8経営体
- ・ぶどう（施設）：山梨県（甲州市、山梨市、笛吹市）6経営体
- ・日本なし：福島県（福島市）6経営体
- ・ブルーベリー（観光用を除く）：岩手県（盛岡市）6経営体

イ. 調査内容

- ・樹園地面積
- ・主な栽培品種名
- ・作業労働別労働時間（施肥、整枝・せん定、除草・防除、受粉・摘果・成長調節、管理・袋掛け・除袋、収穫・調整、包装・荷造・搬出・出荷等）

④ 労働力確保対策調査（現地調査）

かんきつ類及びりんご産地の農協等関係機関及び果樹農業経営体を対象に、産地や農業経

営体が必要な労働力をどのように確保しているかについて、調査票の記入及び調査員の聞き取りにより調査を行った。

ア. 調査対象

- ・かんきつ：和歌山県（有田地区）農協及び10経営体、熊本県（芦北町、水俣市）農協及び10経営体
- ・りんご：長野県（松本市）農協及び6経営体、青森（県において弘前市相馬地区の取り組みを取材）

イ. 調査内容

- ・労働力確保の取組状況（地域での協議会等の設置、参加機関、求人等の対策等）
- ・新規就農者の確保（収納実績、農業技術習得の支援等）
- ・他産業、他産地と連携した労働力の確保
- ・農業体験事業
- ・農作業受委託の斡旋

（事業費 4,559千円）

（5）果樹農業研究会（平成30年度）

我が国の果樹農業は、高齢化の進展や担い手の減少、農地荒廃の加速化等により、生産基盤が脆弱化しており、園地の集積、労働生産性の向上、経営体の収益の改善が大きな課題となっている。

国や地方公共団体は、改植や基盤整備の推進等産地や経営体の育成のための各般の施策を講じてきているが、これら施策が具体的に産地の生産構造の改善や収益の向上等にどのように結びついているかを明確にすることが重要である。

また、施策の支援を受けた個々の経営体が、栽培技術の改善や機械化等を通じて、規模拡大、経営組織の見直し、利益の拡大等に繋がっているかを確認することも必要である。

そこで、学識経験者等の参加を得て「果樹農業研究会」（以下、「研究会」という。）を開催し、今後の果樹農業振興のための施策の立案に資するため、各般の施策と産地や経営体の発展との因果関係を分析、評価し、報告書の取りま

とめを行った。

① 研究会の開催

学識経験者で構成する研究会を設置し、合計3回の研究会を開催して、調査方法の検討、果樹産地協議会等関係者からのヒアリング調査の実施、調査結果のとりまとめ等を行った。

② ヒアリング調査

かんきつ類、りんご及びりんご以外の落葉果樹の合計8地区の主要な産地協議会関係者等から、各種施策の実施と産地及び経営体の発展との因果関係についてヒアリング調査を行った。

産地の内訳は、かんきつ産地3地区（南筑後農業協同組合柑橘部会、ブランドありだ果樹産地協議会、玉名地域果樹産地協議会）、りんご産地3地区（花巻農業協同組合果樹部会、ながの農業協同組合果樹産地構造改革協議会、板柳町果樹産地推進協議会）、りんご以外の落葉果樹産地2地区（五條吉野地域果樹産地協議会、紀の里果樹産地協議会）であった。

ヒアリング調査の方法は、産地協議会等関係者として農協、市町村、普及指導センター等の職員を研究会に招聘して、次の点について招聘者からの説明を受け、その後、研究会委員との間で質疑を行った。

（招聘者に作成を要請した資料の概要）

- ア. 改植・基盤整備等と産地構造の改善
 - ・ 事業の実施と産地構造の改善の因果関係
 - ・ 事業実施による生産者の反応
 - ・ 事業の実施に当たり苦勞した点
- イ. 各種事業と経営体の発展
 - ・ 事業の実施と経営体の発展の因果関係
 - ・ 事業実施による経営体の反応
 - ・ 事業の実施に当たって苦勞した点

研究会で紹介された資料及び委員等との間で交わされた議論等については、研究会事務局が取りまとめ、座長及び各委員の了解を得て報告書に添付した。

③ 現地調査

研究会においてヒアリングを行った産地協

議会等の中から現地調査の対象を選定し、研究会委員が分担して現地調査を行った。

現地調査を行った地区は、かんきつ産地（南筑後地域果樹産地協議会）、りんご産地（ながの農業協同組合果樹産地構造改革協議会）及びりんご以外の落葉果樹産地（五條吉野地域果樹産地協議会）の合計3地区であった。

（事業費 1,397千円）

（6）果樹農業における省力栽培に関する調査（令和元年度）

我が国の果樹農業は、高齢化の進展や担い手の減少、農地荒廃の加速化等により、生産基盤が脆弱化しており、園地の集積、労働力の確保とともに労働生産性の向上、経営体の収益の改善が大きな課題となっている。

このような中、一部の産地では、省力樹形、機械、薬剤等を導入・利用して果樹農業の省力化を図っている事例等が見られるようになっている。

そこで、果樹生産における労働時間の縮減に向けた検討に資するため、主要産地における事例調査により、省力化・効率化手法にかかる所要作業時間等を調査し、慣行の作業や管理を行う事例と比較することにより、省力化の効果を具体的に把握する調査を実施した。

産地の事例調査及びとりまとめは、（一財）農林統計協会に委託して実施した。

① 検討委員会の開催

学識経験者で構成する検討委員会を設置し、合計2回の検討委員会を開催して、調査対象の選定、調査方法・内容の検討、調査結果の分析・取りまとめ等の検討を行った。

② 主要産地における事例調査

果樹農業における省力化手法の効果に関して次の内容を含む調査票を作成した。

ア. 樹園地及び調査対象果樹の経営面積

イ. 主な栽培品種名

ウ. 省力技術の導入状況

エ. 経営する園地の概要：園地面積、品種、傾斜、樹齢又は植栽年、10a 当たり本数、

樹高目安、樹間距離、列間距離、収量
オ. 省力化技術を導入した園地の労働時間

- ・ 施肥：基肥・追肥の溝掘り、肥料の配合、肥料の運搬、施肥
- ・ 整枝・せん定：整枝、せん定、誘引、新梢管理、せん定の準備作業、整枝・せん定の後片づけ
- ・ 除草・防除：中耕、除草、除草剤の散布、敷草、草刈り、病虫害の予防及び駆除のための薬剤散布、粗皮はぎ、バンド誘殺、病葉病果の埋め込み、野ねずみ対策、モリニヤ病対策、誘蛾灯管理等
- ・ 受粉・摘果：摘花、摘房、摘粒、摘果、人工授粉、薬剤による摘花果、ジベレリン処理等の植物成長調節剤による処置
- ・ 管理・袋掛・除袋：防風・防雪・防霜・台風等の対策としての資材や施設の設置・管理（防風林管理を含む）、多目的防災網の設置・管理、果樹棚の設置・管理、マルチの設置・管理、灌水・水管理、施設栽培の温度管理、機械の保守・点検、園地の清掃、緑肥のは種・刈取り、果実の着色管理、袋掛け、除袋（収穫時の除袋を除く）
- ・ 収穫・調整：収穫、収穫運搬、収穫時の除袋

カ. 省力化技術を導入していない園地の労働時間（オと同一の作業区分別の労働時間）

キ. 省力化技術導入による経営への効果

ク. 省力化技術、機械を導入した際の課題と対応

ケ. 園地の配置

コ. 樹形

りんご、うんしゅうみかん及び日本なしについて、次の省力化技術と県・経営体の組み合わせで調査対象を選定し、調査員が各経営体に調査票を説明・配布し、留め置いて記入する方法により調査を実施した。

ア. りんご

わい化栽培：青森県 12 経営体

わい化栽培：岩手県 5 経営体

イ. うんしゅうみかん

根域制限^(注1)：佐賀県 17 経営体

農道整備：熊本県 9 経営体

ウ. 日本なし

ジョイント栽培^(注2)：福島県 5 経営体

(注1)：根域制限は、遮根シート等を利用して根域を制限した栽培法。

(注2)：ジョイント栽培とは、神奈川県が開発したジョイント仕立て法を用いた果樹の栽培方法である。主枝を地面と水平に片側一方向に誘引し、先端部を同様に誘引した隣接樹に接ぎ木により連結し、複数樹を直線上の集合樹に仕立てる。神奈川県が平成 24 年に特許を取得している（特許第 4895249 号）ため、導入に際しては許諾料が必要である。

(事業費 4,315千円)

（7）果樹種苗生産の動向に関する調査

（平成元年度）

我が国の果樹産業を維持・発展させるためには、優良な品目や品種への改植等を通じて収益性の高い果樹園へ転換することが不可欠であり、このようなニーズに即した健全な果樹種苗の安定供給が重要となっている。しかしながら、我が国では果樹種苗の生産に関する統計調査等が行われておらず、その全貌は把握されていない。

そこで、果樹種苗を安定的に供給するための施策立案に資するため、果樹種苗生産に携わる生産者の実態、経営状況を全国レベルでアンケート調査を実施するとともに、代表的な果樹種苗生産団体を対象に、最近の果樹種苗生産をめぐる動向、果樹種苗生産業の維持・発展を図る上での課題等を把握するための現地調査を実施した。

調査は、（一社）日本果樹種苗協会に委託して実施した。

① 検討委員会の開催

学識経験者で構成する検討委員会を設置し、合計 2 回の検討委員会を開催して、アンケート調査の項目・内容・実施時期、調査対象の選定、

調査方法・内容の検討、現地調査の対象県と調査内容、調査結果の分析・取りまとめ等の検討を行った。

② 果樹種苗生産の動向に関するアンケート調査

次の内容を含むアンケート調査票を作成した。

- ア. 経営概要: 経営形態、後継者の確保状況、経営に占める果樹種苗販売の程度、果樹種苗生産ほ場や労働力の状況等
- イ. 果樹種苗の生産・販売状況: 直近1年間の樹種別の販売量、今後の販売動向、種苗の販売先別の販売状況、県外販売・受託生産の状況、醸造用ぶどう苗木の生産状況等
- ウ. 農水省の種苗生産関係事業の取り組み状況

果樹種苗を取り扱っている全国の主な種苗業者 184 社に対してアンケート調査票を令和元年8月30日に郵送し、同年9月18日の回答期限で調査を実施した。調査対象業者の69.6%にあたる128社から回答を得た。

調査対象とした種苗業者の多くは、国(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構)が育成する新品種について利用許諾契約を締結していた。

果樹種苗を取り扱う種苗業者は地理的に偏在しており、調査対象業者184社のうち、56社が福岡県、19社が愛知県、18社が茨城県に所在していた。また、埼玉県、長野県、和歌山県(以上の各県に11社が所在)、山形県(10社が所在)にも業者が多かった。なお、福岡県の56社は、我が国を代表する果樹苗木生産地である久留米市田主丸町及び同町に隣接する地区に局在していた。

③ 果樹種苗業者団体からの聞き取り調査

果樹種苗業者の団体である福岡県苗木農業協同組合(以下「福岡苗木農協」という。)、山形県果樹苗木生産組合(以下「山形苗木組合」という。)及び岡山県果樹苗木生産販売組合を対象に、果樹種苗業者の動向、果樹種苗の生産・販売動向、果樹種苗生産業の維持・発展を図る

上での課題等について、対面による聞き取り調査を行った。

特に、福岡苗木農協ではかんきつを、山形苗木組合ではぶどうを中心に調査を行った。

(事業費 2,408千円)

(8) 果実の出荷規格等に関する調査 (令和2年度)

我が国の果樹農業において労働力の確保や作業の省力化が大きな課題となる中、労働時間のうち収穫・調整及び包装・出荷が依然として大きな割合を占めている。一方、近年一部の産地では出荷規格の簡素化等の動きが見られる。

そこで、労働力不足への対応等に向けた検討に資するため、産地における出荷規格の現状と課題及びパレット化や鮮度保持対策等の流通面も含めた最近の動向について事例的に把握する調査を実施した。

現地調査及びとりまとめは、(一財)農林統計協会に委託して実施した。

① 検討委員会の開催

学識経験者で構成する検討委員会を設置し、合計2回の検討委員会を開催して、調査対象の選定、調査方法・内容の検討、調査結果の取りまとめ等の検討を行った。

② 果樹産地への調査

果樹産地における果実の集出荷機関及び生産者に対する次の内容を含む調査票を作成した。

ア. 集出荷機関

- ・ 出荷の概要: 果実の取扱数量、主な品種
- ・ 果実の選別・出荷: 果実の出荷規格・見直しの状況、自家選果の要否・見直し状況、今後の出荷規格の簡素化の意向・内容等
- ・ 果実の集出荷における課題と対応: 付加価値の向上や経費抑制の取組、共同輸送に対する意向等

イ. 生産者

- ・ 生産の概要: 果実の栽培面積、主な品種
- ・ 果実の選別・出荷: 果実の出荷先、共同

選果場持ち込みの際の自家選別の実施の有無、自家選別の内容、選果場持ち込み容器の種類と自家選果時間、過去と比べた選果時間の増減、消費者への直接販売の有無・選果内容・品質、選別出荷作業における課題等

調査対象について、集出荷機関は、過去10年以内に「生産者の自家選果規格の簡素化」又は「省力栽培による生産物を別規格での出荷」などの生産者の出荷に関する負担軽減に取り組んだ農業協同組合の集出荷機関を選定した。

生産者は、集出荷機関の管内の生産者を、2015年農林業センサス結果からランダムに抽出して選定した。

調査対象の果樹及び県については、りんごで青森県と長野県を、うんしゅうみかんで静岡県と和歌山県を、日本なしで栃木県を、それぞれ選定した。

調査規模については、各県とも農業協同組合の集出荷機関1か所、生産者50経営体を選定した。

調査方法については、調査票を（一財）農林統計協会から郵送し、回答の無かった調査対象に対してハガキによる督促を一回実施して回収を行った。

調査票の回収状況については、集出荷機関は回収率100%であり、生産者については県によって40%～64%の範囲であった。

（事業費 3,981千円）

（9）醸造用ぶどう苗木に関する動向調査

（令和2年度）

優良な果樹種苗の安定供給は果樹生産の維持・発展を図る上で欠かすことのできない基盤となるものである。国産ぶどうのみを原料とし日本国内で製造された「日本ワイン」の人気の高まりに伴い、醸造用ぶどうの需要が増加している中、急激な需要増加に対応するため、苗木の生産・供給体制の強化が課題となっている。

そこで、需要に即した高品質な苗木の生産・供給体制の構築に向けた検討に資するため、国

内における醸造用ぶどう苗木の生産実態調査、ワイナリーや醸造用ぶどう生産者等における需要調査及び海外における高品質な醸造用ぶどう苗木の供給体制構築についての事例調査等を実施した。

調査は、（一社）日本ワインブドウ栽培協会に委託して実施した。

① 検討委員会の開催

学識経験者で構成する検討委員会を設置し、合計2回の検討委員会を開催して、アンケート調査及びヒアリング調査の内容・方法、海外事例調査の対象の検討、調査結果の取りまとめ等の検討を行った。

② 国内における醸造用ぶどう苗木の生産実態調査

令和2年10月1日に、国内で醸造用ぶどう苗木を生産している事業者21社に対して、経営の概要や醸造用ぶどう苗木の生産及び販売動向、ウイルスチェックの実態等に関するアンケート調査票を郵送し、同年10月30日の締切で調査を実施した。調査対象の71%となる15社から回答があった。ただし、そのうち2者はすでに醸造用ぶどう苗木の生産を中止していた。

醸造用ぶどう苗木を生産する事業者は地理的に偏在しており、調査対象事業者21社のうち8社は山形県（東北はすべて山形県の事業者になる）、4社は山梨県、3社は長野県に所在していた。また、北海道、岡山県にも複数の事業者が存在していた。山梨県と長野県は関東に含めて整理した。

③ 国内の醸造用ぶどう生産者における品種の需要調査

令和2年11月2日に、主要産地の醸造用ぶどう栽培者及びワイナリーのうち188社に対してアンケート調査を実施した。調査は、経営の概要や品種の需要動向、クローン及びウイルスに関する情報等に関するアンケート調査票を郵送し、同年11月30日の締切で実施した。回答期限までに、調査対象の74%となる139社から回答を得た。

醸造用ぶどう生産者は地理的に偏在してお

り、調査対象事業者 200 社のうち 44 社は長野県、35 社は山梨県、33 社は北海道に所在していた。また、山形県、岩手県にも多数の事業者が存在していた。

さらに、アンケート調査先の中から、醸造用ぶどう栽培が特に盛んな北海道（函館市近郊、余市町近郊、岩見沢市近郊）、岩手県（花巻市近郊、沿岸部）、山形県（上市市近郊）、山梨県（甲州市、韮崎市等）、長野県（須坂市、大町市、原村等）の 31 社に対して、地元の行政機関等の協力のもと、醸造用ぶどう栽培の現状及び今後の課題等についてヒアリング調査を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面調査の実施が困難であった事業者に対してはウェブインタビューを実施した。

④ 海外における醸造用ぶどう苗木の供給体制構築にかかる事例調査

海外で解明されているウイルスの概要、諸外国における苗木のウイルスフリー化とそのライブラリー構築とその保全のプロセス、クリーンな苗木資源を持つことでの経済的効果等に関する文献 10 件を翻訳し、その概要を整理した。

さらに、アメリカ・カリフォルニアのファウンデーション・プラント・サービス（以下、FPS）所長で、ブドウ病理学者であるデボラ・ゴリーノ博士を日本に招聘し、醸造用ぶどう苗木生産者、醸造用ぶどう生産者、行政関係者との意見交換会の開催を計画した。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ゴリーノ博士の日本への招聘を断念し、ウェブセミナーによる意見交換会の開催に計画を変更した。

その後、カリフォルニアにおける新型コロナウイルスの感染拡大がさらに深刻化し、FPS における通常業務にも支障をきたす状況となったことを受け、本事業におけるウェブセミナーによる意見交換会の開催を断念した。

このため、ゴリーノ博士から、事前に提供いただいた FPS の取組に関する意見交換会説明資料、及び補足資料を翻訳し、概要をまとめて、

参加予定者に共有した。

（事業費 3,894 千円）

(10) 果樹農業生産構造分析調査(令和3年度)

令和2年4月に公表された果樹農業振興基本方針に即して、都道府県の果樹農業振興計画や果樹産地構造改革計画の策定が進められ、令和2年度からは果樹農業生産力増強総合対策事業が実施されている。

また、令和2年6月に改正・発出された「果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付農林水産省生産局長通知）」第3の産地計画の内容に沿って、各産地協議会は、産地の実情に応じて必要な項目を記載した産地計画を定めている。

事業の実施に当たっては、地域の特徴を把握して果樹産地として発展していくための条件を明らかにすることが必要である。

そこで、主産地の今後の動向及び発展条件の検討に資するため2020年農林業センサスのデータを用いて果樹農業の生産構造を農産物販売金額規模別に集計・分析するとともに、主産地の産地協議会に対して果樹産地構造改革計画の実践状況のアンケート調査を実施した。

調査及びとりまとめの一部は、(一財)農林統計協会に委託して実施した。

① 検討委員会の開催

学識経験者で構成する検討委員会を設置し、合計3回の検討委員会を開催して、調査対象の選定、調査方法・内容の検討、調査結果の分析と取りまとめ等の検討を行った。

② 農林業センサスを用いた果樹農業の生産構造分析

2020年農林業センサス結果のデータを用いて、果樹農業の生産構造を農産物販売金額規模別に集計・分析した。集計・分析対象品目は、果樹全体のほか、かんきつ類、りんご及びぶどうを販売目的で栽培した農業経営体のデータを抽出して集計し、分析した。

次の項目を集計し、分析した。

ア. 果樹を栽培した農業経営体

- イ. 法人化の状況
- ウ. 経営耕地の状況
- エ. 販売目的の作物の類別作付（栽培）面積
- オ. 販売目的の果樹類の1経営体当たり栽培面積（品目別等）
- カ. 販売目的の果樹類の栽培面積3.0ha以上の経営体
- キ. 経営主が65歳未満の経営体
- ク. 農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員数
- ケ. 雇用者の状況
- コ. 農業生産関連事業を行っている経営体
- サ. 消費者に直接販売をしている経営体
- シ. 農産物の売上1位の出荷先別経営体
- ス. 有機農業に取り組んでいる経営体
- セ. 青色申告を行っている経営体
- ソ. データを活用した農業を行っている経営体
- タ. 後継者の確保状況別経営体
- チ. 主副業別経営体
- ツ. 家族経営構成別経営体

③ 果樹産地協議会に対するアンケート調査

果樹産地構造改革計画の実践状況のアンケート調査を120産地協議会に調査票を送付して実施した。

アンケート調査票は果樹産地構造改革計画の内容に即して、人材・園地戦略、生産戦略等に係る15の設問から構成され、産地協議会としての取組を回答するよう依頼した。

中央果実協会が、道府県基金協会を經由して産地協議会に対してアンケート調査票を送付し回答を依頼した結果、115の産地協議会からアンケート調査の回答を回収（回収率95.8%）し、集計・分析した。

集計・分析については、設問ごとの集計・分析に加えて、新規就農等担い手育成に非常に積極的に取り組んでいる産地協議会についてその他の取組についても集計・分析した。

さらに、生産戦略（省力樹形や省力化機械の導入及び園地基盤整備）の推進が園地の集積・集約化や担い手への経営継承に与える影響に

ついて分析するため、関連する複数の設問に対する回答のクロス集計を行い、分析した。

（事業費 2,443千円）

(11) 醸造用ぶどう苗木の供給に関する調査 (令和3年度)

国産ぶどうのみを原料とし日本国内で製造された「日本ワイン」の人気の高まりに伴い、醸造用ぶどうの需要が増加している中、急激な需要増加に対応するため、苗木の生産・供給体制の強化が求められている。

令和2年度には、国内における醸造用ぶどう苗木の生産実態調査、醸造用ぶどう生産者やワイナリー等における需要調査及び海外における高品質な醸造用ぶどう苗木の供給体制構築についての事例調査等を行った。その結果、改めて苗木の生産・供給体制の強化が必要であることが示された。

そこで、令和3年度は引き続き、醸造用ぶどう苗木の生産・供給体制の強化に向けた検討に資するため、醸造用ぶどう生産者に対する個別調査等により課題等を整理するとともに、米国内等主要生産国の状況の調査を実施した。

また、調査結果等について、セミナーを開催し、関係機関等に情報提供を行った。

調査は、(一社)日本ワインブドウ栽培協会に委託して実施した。

① 検討委員会の開催

学識経験者で構成する検討委員会を設置し、合計2回の検討委員会を開催して、調査内容、調査方法、調査の結果及び取りまとめ等の検討を行った。

② 国内の醸造用ぶどう生産に関する調査

令和3年10月に、国内で醸造用ぶどう苗木を生産している事業者33者に対して、経営の概要や圃場の概要、シャルドネ、メルロを基準として、地域の代表的な品種等も含めて、栽培方法、ぶどうの生育状況、病虫害の発生状況、栽培特性等に関する事前調査用紙を郵送し、調査対象の70%となる23社から回答を得た。

さらに、事前書面調査に回答のあった23社

に対してヒアリング調査を実施した。新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面調査の実施が困難であった事業者に対してはオンラインにてインタビューを実施した。

回答にあたって生育ステージを判断するための資料として、「醸造ブドウ生育調査基準(写真含む)、発行年平成31年4月」を添付した。本基準は、「日本ワインのテロワール解明に係る研究コンソーシアム規約」別紙に準拠し、山梨県果樹試験場の渡辺ら(2017年日本ブドウ・ワイン学会発表)の方法に従った。

③ 海外における醸造用ぶどう苗木の供給体制の調査

海外文献をもとに、高品質かつ健全な醸造用ぶどう苗木の供給体制構築に向けた課題及び対応方針等に関する分析・整理を実施した。

前年度調査にて翻訳した海外文献について、①醸造用ぶどうウイルス全般、②ウイルス感染の経済的影響、③高品質なウイルスチェック済みぶどう苗の供給体制の構築、④ワイン造りに関するクローンと品種選択の重要性の4カテゴリーにより分析・整理を実施した。

さらに、これらの情報を補完するため、国内外の専門家や生産者等へのウェブインタビューを実施した。

④ 醸造用ぶどう苗木の生産・供給体制の強化に向けた情報提供

令和2年度調査結果や令和3年度調査事業の中間とりまとめ等をもとに、醸造用ぶどう苗木生産の課題と今後の取組に関するオンラインセミナーを令和3年12月24日に開催し、醸造用ぶどう生産関係者に対して醸造用ぶどう苗木生産・供給体制の強化に向けた情報共有を行った。

(事業費 3,124千円)

(12) 果物の消費に関する調査

① 果物の消費に関するアンケート調査(平成29年度)

全国の消費者(約2,000名)を対象に、経年で調査を行っている果物の摂取状況、摂取意

向・意識及び「毎日くだもの200グラム運動」の周知状況等について調査するとともに、カットフルーツ、スムージー、フレッシュジュース等近年増加している果物の新たな摂取方法やβクリプトキサンチン等機能性成分表示等に対する消費意識についてアンケート調査(インターネット調査)を(株)読売広告社に委託して実施した。

(事業費 2,933千円)

② 果物の消費に関するアンケート調査(平成30年度)

全国の消費者(約2,000名)を対象に、経年で調査を行っている果物の摂取状況、摂取意向・意識及び「毎日くだもの200グラム運動」の周知状況等について調査するとともに、果物摂取量の少ない20~40歳代を対象として、20代以前と比べた果物摂取量の変化、果物摂取に関する意識、果物摂取の増につながる販売方法についての意見等についてアンケート調査(インターネット調査)を(株)読売広告社に委託して実施した。

(事業費 2,861千円)

③ 果物の消費に関するアンケート調査(令和元年度)

全国の消費者(約2,000名)を対象に、経年で調査を行っている果物の摂取状況、摂取意向・意識及び「毎日くだもの200グラム運動」の周知状況等について調査するとともに、果物購入におけるポイント、食費における果物支出、果物に対するイメージ等についてアンケート調査(インターネット調査)を(株)読売広告社に委託して実施した。

(事業費 2,861千円)

④ 果物の消費に関するアンケート調査(令和2年度)

全国の消費者(約2,000名)を対象に、経年で調査を行っている果物の摂取状況、摂取意向・意識及びくだもの200グラムの認知度、新型コロナウイルスの果物の消費への影響等についてアンケート調査(インターネット調査)を(株)読売広告社に委託して実施した。

(事業費 2,862千円)

⑤ 果物の消費に関するアンケート調査(平成30年度)

前年度と同様に、全国の消費者(約2,000名)を対象に、経年で調査を行っている果物の摂取状況、摂取意向・意識及びくだもの200グラムの認知度、2年目となった新型コロナウイルスの果物の消費への影響等についてアンケート調査(インターネット調査)を(株)読売広告社に委託して実施した。(事業費2,890千円)

2. 全国果樹技術・経営コンクール

本コンクールは、全国の果樹産地において、困難な諸条件を克服しつつ独自の創意工夫により高い水準の技術・経営を達成し、他の模範となっている先進的な果樹農業者の努力の過程やその成果を幅広く収集し、優れた果樹農業者等を顕彰するとともに、その成果を広く紹介することにより、果樹農業者の意識の啓発と果樹農業の振興・発展に資することを目的として実施している。

主催は、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、日本園芸農業協同組合、全国果樹研究連合会、公益財団法人中央果実協会の5団体であり、平成11年の第1回コンクール以降毎年度開催されてきている。具体的には、都道府県段階の第一次審査を経て中央(全国)段階に推薦のあった応募者(団体)について最終審査を行い、農林水産大臣賞4点、生産局長賞7点(平成29年度第19回コンクールから若手経営者1点が追加。令和3年度第23回から農産局長賞)、全国農業協同組合中央会会長賞2点、全国農業協同組合連合会会長賞2点、日本園芸農業協同組合連合会会長賞2点、全国果樹研究連合会会長賞1点、中央果実協会理事長賞1点を基本に表彰を行うとともに、全国果樹技術・経営コンクール受賞者の概要を取りまとめた冊子を関係方面に配布している。

なお、令和2年度第22回及び令和3年度第23回の全国果樹技術・経営コンクール表彰式は、新型コロナウイルス感染拡大により中止した。

平成29年度から令和3年度までの中央(全

国)段階への推薦・応募数及び農林水産大臣賞受賞者は次のとおりである(敬称略)。

(平成29年度) 推薦・応募数16(うち団体6)

○山形県 株式会社 太陽のおくりもの 斉藤果樹園 斉藤雄一郎

(おうとう、りんご、洋なし)

○山梨県 有限会社 I & I フルーツgrowersズ 飯野公一

(もも、ぶどう、かき)

○静岡県 大関晴久・大関よう子 (かんきつ)

○福岡県 南筑後農業協同組合柑橘部会

(みかん)

(平成30年度) 推薦・応募数21(うち団体6)

○北海道 藤盛元・藤盛ひとみ

(りんご、おうとう、ぶどう)

○栃木県 江崎哲治 (なし)

○福岡県 有限会社松木果樹園 松木実

(なし、もも、ぶどう)

○長崎県 本城充・本城かつ子

(うんしゅうみかん)

(令和元年度) 推薦・応募数16(うち団体4)

○青森県 もりやま園株式会社 森山聡彦

(りんご)

○岩手県 北田晴男・北田富士子 (りんご)

○愛知県 天野亘・天野千栄子 (いちじく)

○和歌山県 早和果樹園 (温州みかん)

(令和2年度) 推薦・応募数14(うち団体4)

○新潟県 渡辺康弘

(ぶどう、日本なし、西洋なし)

○静岡県 高橋敏明・高橋千秋 (みかん)

○愛媛県 石田直人・石田素美子 (ぶどう)

○山梨県 笛吹農業協同組合青果物生産団体連絡協議会ハウスぶどう専門部会

(ぶどう)

(平成3年度) 推薦・応募数13(うち団体2)

○青森県 大湯知己 (りんご)

○山梨県 早川宏・早川比佐子 (ぶどう)

○愛知県 鈴木義弘・鈴木美有紀 (かき)

○山梨県 J A フルーツ山梨東雲支所モモ部会

(もも)

事業費 (平成29年度:3,197千円)

(平成30年度：2,982千円)
 (令和元年度：2,856千円)
 (令和2年度：1,327千円)
 (令和3年度：1,293千円)

3. 海外関係調査事業

(1) 海外の果樹生産技術の最新動向に関する調査

① 米国ワシントン州のりんご生産の現状と省力・機械化技術に関する調査(平成30年度)

我が国の果樹農業は世界に類を見ない高品質果実生産に特化した栽培体系によって、生産が行われている。しかしながら、高齢化による生産者の減少や労働力が確保できなくなるといった課題が生じていることに加え、輸入自由化等が進む状況下において、海外への輸出展開や国内での輸入果実との競合においても競争力を確保していく必要がある。

これらの対応策の検討のためには、国内外の果樹農業、生産技術の動向・背景を的確に捉えることが重要であり、平成29年度には「省力樹形等新たな果樹生産技術調査」を実施した。海外では、りんごについて、省力樹形・機械化、収穫ロボット開発等が積極的に進められているが、関連情報の収集は不十分である。

以上のことから、米国のりんご産業について、生産動向と労働力不足の現状、果樹園の省力・機械化技術、収穫ロボットの開発状況等を調査し、国内の関連技術の開発、普及に資するよう報告書の取りまとめを行うことを目的とした。

ア 検討委員会の開催

当協会が学識経験者からなる委員会を設置、2回開催し、調査内容の検討と分析を行った。

イ 果樹生産技術に関する調査

りんごを対象に、米国の主要産地における生産技術及び開発中の新技術について文献調査に加え、現地調査で取得した情報・内容を加え整理した。

調査対象は、米国ワシントン州であり、りん

ご産業全体の動向、関連組織、研究・普及の現状・動向把握を通じて、果樹産業や果樹園の自動化がどのように進むのか明らかにしようとした。

ウ 果樹生産新技術に関する現地調査

現地調査対象は、ワシントン州果樹協会年次大会・北西部園芸展、りんごの収穫ロボット・精密農業研究で有名なワシントン州立大学精密・自動化農業システムセンター、大規模りんご生産者・パッカーである。

エ 調査結果の要旨

米国のりんご生産量は、中国に次いで第2位であり、主要生産州はワシントン州である。ワシントン州のりんご生産量は増加傾向にあり、大規模生産者が増加している。

ワシントン州で雇用労働を最も必要とするのは果樹であり、その中でもりんごの収穫作業(9、10月)が最も労力を必要とする。雇用労働はメキシコからの移民労働者に依存してきたが、その確保が困難になってきている。

主なりんご樹形は、V-トレリス、バーティカルトレリスである。高所作業台車、収穫ロボット等の導入で作業効率化を進めるには、樹形も平面的にする必要がある。

機械は、一部で高所作業台車、試験的に摘花・せん定機械が導入されている。高所作業台車は作業が効率化され、労働者の安全にもつながるが、利用している割合は比較的少ない。

ワシントン州立大学精密・自動化農業システムセンターでは、自動収穫ロボット、センシング、ドローン等果樹の各種自動化研究が行われ、非常にアクティブである。

ロボット収穫機の普及上の障害については、ロボット収穫に適する樹形の普及遅れ、機械の故障対応である。果樹園の機械化については、20年後には収穫、せん定等ほとんどの作業が自動化され、作業員は機械の作業動作をモニターすることになると予想されている。

ワシントン州では大規模生産者が多く、生産者、研究・普及、企業が密接に連携しアクティブであることから、雇用労働力不足の問題を自

動化・精密農業で解決し、世界で最初に自動化りんご園を実現するのはワシントン州になるのではないかと思われる。

(事業費 1,732 千円)

② 欧州及びイタリアの果樹農業の現状とスマート農業に関する調査（令和元年度）

果樹農業分野では、担い手の減少・高齢化の進行等により労働力不足が深刻な問題である。さらに果樹農業は、人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっている。

スマート農業は、ロボット技術や情報通信技術(ICT)等の先端技術と、生産者の熟練技術を組み合わせて、省力化・精密化や高品質生産の実現を推進する新たな農業として注目されている。しかしながら、果樹分野におけるスマート農業技術の開発・普及は、水田作、畑作に比べ小規模で、施設園芸のような環境制御は困難であることから、遅れているのが現状である。

そこで、欧州、イタリアを対象に果樹農業の動向、スマート農業等の研究の現状・将来方向・導入上の課題等を調査し、我が国の果樹関連施策の立案、果樹のスマート農業技術の開発に資するよう報告書の取りまとめを行うことを目的とした。

ア 検討委員会の開催

当協会が学識経験者からなる委員会を設置、2回開催し、調査内容の検討と分析を行った。

イ 果樹農業と生産技術に関する調査

調査対象地域は欧州(EU)とし、樹種は特に絞らず果樹全般とした。主要な果樹生産国で先進的な取り組みが行われているイタリアについては詳しい調査を行った。

ウ 果樹のスマート農業、精密農業に関する現地調査

最新の研究状況等を把握するために、イタリアシチリアのパレルモ大学で開催された国際園芸学会「果樹、ぶどう園の精密管理に関する

国際シンポジウム」に参加した。

エ 調査結果の要旨

EUの主要な果樹生産地域は地中海沿岸と欧州中部にあり、果樹の主要生産国はスペイン、イタリア、フランスである。

EUの果樹農業は比較的経営面積が小さい。特に、イタリア、スペインは2ha未満の生産者が多い。一方、フランスは100ha以上の生産者の割合が多い。果樹経営者の年齢構成を見ると、イタリアは65歳以上の割合が多く、高齢化が進んでいる。

イタリアは、日射が多く、比較的降水量は少なく、湿度も低いことから、灌水を行えば果樹に適する条件である。果樹生産量は、ほとんどの果樹で日本を数倍から多いもので数十倍上回る。その他、有機栽培や苗木産業が盛んであり、地理的表示の登録数も多い。

南チロルのりんご栽培技術は、世界的に見てもトップを誇る地域の一つである。それを実現してきたのは、生産者、生産組合、研究、普及指導、公共機関、民間が密接に連携しながら、各年代の課題を解決してきたことによる。

南チロルのりんごの単収は5～6トン/10aにもなる。それは、トールスピンドル樹形の高密植栽培、総合生産のガイドライン導入、有機栽培、雹害・霜害対策、貯蔵技術等を含めて総合的に技術が高いことによる。

現在、欧州での果樹のスマート農業研究は、センサ、ドローン、自律走行ロボットを利用した情報収集技術開発が中心である。

スマート農業導入に際しての課題には、使用者の認知度の低さや専門用語の理解不足、高いコスト、検証済み技術の不足、現場の実態に合わない研究開発・政策等があり、農家で使えるスマート農業技術をどのように開発していかかが重要である。技術開発では、「どんな技術が必要か、その技術はいつ必要か、それはだれが必要か、それはどこで必要か、それはなぜ必要か」を検証しながら普及、生産者も含めインタラクティブに進めることが望ましい。

スマート農業技術は、現在の農業の形を大幅

に変わることが予想される。我が国でも、海外の動向を注視しつつ、スマート農業技術開発を進めていく必要がある。

(事業費 2,610 千円)

(2) 主要生産国における果樹農業の最新動向に関する調査

① 世界の醸造用ぶどう栽培に関する調査(令和2年度)

近年、ワインブーム、国内ワインの表示ルール変更等により国産醸造用ぶどうの需要が増加している。そのため、農林水産省でも醸造用ぶどう苗木の確保対策、醸造用ぶどう等の新たなニーズや、温暖化の影響による栽培適地の変化等に対応するための検討会の開催、適地条件調査、実証ほの設置等の事業が進められている。

醸造用ぶどう栽培、ワイン生産は、特に気候・気象の影響を受けやすく、気候変動や持続可能性について影響評価、適応策、緩和策等の技術動向が世界的に注目されている。

このようなことから、世界の醸造用ぶどう栽培の動向、特に気候変動対応と持続可能性の取組について調査報告書として取りまとめる。

ア 調査の方法

現地調査については、本年は新型コロナウイルスの影響もあり実施しなかった。文献調査にしばって行った。

イ 調査結果の要旨

世界のぶどう栽培面積は782万haであり、そのうち醸造用ぶどう栽培面積は452万haである。醸造用ぶどう栽培面積の多い国は、スペイン、フランス、イタリア、米国、アルゼンチン等である。

ワインは世界的に見ると生産量に比べ消費量が少ない傾向が続いている。そのため、特に欧州の伝統的産地であるフランス、スペイン、イタリア等の「旧世界」と米国、アルゼンチン、チリ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ等の「新世界」との国際競争が激しくなっている。

世界の醸造用ぶどう産地は、生育期平均気温

(北半球では4月から10月、北半球では10月から4月)が13℃から22℃で、降水量も比較的少ない地域にある。生育期平均気温によって適する品種が異なり、各産地で伝統的に主要品種が選ばれている。温暖化すると、好適な品種を変更せざるを得ないことも予測される。

テロワールは、物理的・生物的環境、栽培・醸造の相互関係により、その地域のワインが特徴づけられるという概念である。テロワールは地理的表示にも関係するが、温暖化や降水量の変化により、その特徴が失われることが懸念されている。

欧州の原産地呼称ワインは、栽植密度、せん定法、収量、灌水、収穫法等に厳格な基準が定められている。灌水は、成熟期には禁止されることも多い。気候変動により、栽培法や品種選択にも影響することが考えられる。

世界の多くの地域で、醸造用ぶどう栽培、ワイン生産について気候変動の影響が報告されている。果実品質については、アルコール濃度上昇、果実の糖度上昇、酸度低下、着色不良、アロマへの影響が報告されている。温暖化により発育が進み成熟期が高温の時期に移動することから、数度上昇してもその影響は大きい。その他にも、熱波・山火事、晩霜害、雹害、病虫害、産地移動、水ストレス等の影響がある。

気候変動の適応策には、温暖化・気候変動予測、植物季節・収穫期、病虫害発生等のモデルを利用した影響評価を行うことが望ましい。高温への適応では、品種・クローン・台木の利用、栽培管理、標高差利用、水ストレス対策では、台木・品種の利用、節水灌水等の研究・取組が行われている。

持続可能性は、環境にやさしく、従業員と地域にも等しく社会的に公正で、経営的にも実現可能なビジネス慣行であり、その土地を次の世代によい形で継承することである。米国、オーストラリア、ニュージーランド等では、持続可能性に関する認証制度があり、ワインの付加価値を高めるだけでなく、農薬の使用量削減にもつながっている。

醸造用ぶどう栽培、ワイン生産では、カーボンニュートラルを目指した取組も始まっている。

(事業費 161千円)

② 世界の生食用ぶどう産業に関する調査(令和3年度)

近年、生食用ぶどうは、栽培面積、収穫量も減少しているが、シャインマスカット人気もあり価格は上昇している。一方、国内では海外からの輸入量急増、海外市場では強力な輸出国との競争等、大きな変化に見舞われている。

海外で生産され輸入される欧州ぶどうについては、品種動向や栽培流通技術の実態については整理が不十分であり、まとまった調査が行われていない。また、世界最大のぶどう生産国となった中国の栽培技術や輸出を強化している韓国の動向も関心がもたれるところである。

このようなことから、世界の生食用ぶどう産業、特に品種動向と栽培流通技術について調査報告書として取りまとめることとした。

ア 調査の方法

現地調査については、本年は新型コロナウイルスの影響もあり実施しなかった。文献調査にしぼって行った。

イ 調査結果の要旨

日本のぶどう栽培面積は減少しているものの、シャインマスカットの栽培面積は急増している。収穫量も減少傾向であるが、輸入量は急増している。卸売市場の単価も、シャインマスカット人気もあり増加している。生育期に降水量が多いこともあり施設栽培、雨よけ栽培が広く普及している。ぶどうは最も労働力を必要とする品目である。

生食用ぶどうの生産量が多い国は、中国、トルコ、インド、エジプト、イラン、ウズベキスタン、イタリア、米国、チリ、アフガニスタン、ブラジル、ペルー等である。

世界の輸出量は増加傾向であり、輸出量の多い国はチリ、イタリア、米国、南アフリカ、ペルー、中国、オランダ、トルコ、スペイン、メ

キシコ等である。輸出先は、距離的に近い大消費地に出荷されることが多い。チリ、ペルーは、米国、中国への出荷が多いが、欧州を含め世界各地に出荷している。出荷時期は地域によって異なるが、周年を通して供給されている。

生食用ぶどうの産地は、生育期の平均気温と降水量とにより、欧州ぶどうの産地とアメリカぶどうの産地に分けられる。東アジアを除き、世界の主要産地は乾燥地や半乾燥地にあり、欧州ぶどうが栽培されている。欧州ぶどうは、果肉が噛み切りやすく、マスカット香あるいは無香であり、果実の日持ちが長く、耐病性、耐寒性が弱い。

世界で栽培される欧州ぶどうは、カリフォルニア州の公立機関で育成された品種が多い。しかし、近年、民間育種企業により市場で望まれる無核、噛み切りやすく、高糖度、香りのよい品種が多数育成されるようになった。東アジアを除いて世界で新植されている品種の8割は、4つの民間育種企業の品種で占められている。新品種、商品名の使用は、権利を持つ育種企業の許可を得る必要があり、育種企業の影響力が増している。

生食用ぶどう栽培の労働時間は他の果樹や醸造用ぶどうと比べても非常に多い。収穫調整、果房管理等、機械化は困難であり、世界的にみても多くの労働力を必要とする。

欧州ぶどうは、乾燥地、半乾燥地で栽培されることから、水源の確保と精密な水管理が必要である。

日本で独自に開発発展してきた技術として、施設栽培、雨よけ栽培、休眠打破技術、二期作、ジベレリン処理による無核・大粒化技術があり、世界に幅広く普及している。

生食用ぶどうは急速に品質が低下するので、すみやかに予冷し、カビ防止の二酸化硫黄処理を行う。

米国カリフォルニア州、チリ、ペルー、中国、南アフリカ、オーストラリア、イタリア、スペイン、インド、トルコ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、韓国について、生産動向と課題

について整理した。

シャインマスカットは中国、韓国でも生産輸出され、欧州ぶどうの主要生産国もアジア市場向けに多様な新品種の輸出を強化している。

(事業費 152千円の内数)

4. 海外果樹農業情報収集提供事業

(1) 事業の実施概要

輸入自由化等の進展により外国産の果実及びその加工品が国内の果樹産業に大きな影響を与えている。このような我が国の果樹産業を取り巻く環境の変化に対応して、平成3年度から本事業を実施し、海外における果実及びその加工品の生産・流通・加工及び消費等に関する情報を収集し、関係機関・団体等に対して提供してきた。

近年においては、果実の安定生産、輸出の振興及び国際化に対応した国内果樹農業の活性化等に資するため、今後、輸出拡大が期待されるアジア、米国、欧州等の果実消費国や果実主要生産国の生産・流通・加工・消費等に係る基礎的な情報等について収集・分析し、関係機関等へ広く情報提供を行っている。

平成29年度から令和3年度の5年間における事業の実施状況は、下記(2)のとおりである。各年度別の支出額の推移及び5年間の合計支出額は下表のとおりである。

なお、令和2年1月以降は、新型コロナウイルス感染の世界的蔓延により、職員及び専門家の現地への派遣は行わなかった。

表 海外果樹農業情報収集・提供事業の事業支出額 (単位：千円)

年 度	事業支出額
平成29年度	3,860
平成30年度	2,370
令和元年度	1,193
令和2年度	1,085
令和3年度	1,253

(2) 事業の概要

① 海外果樹農業情報の収集

主要国における果実及びその加工品の生産・流通及び消費事情等に関する情報を把握するため、基礎的統計情報及び専門的な分析情報の収集を行うとともに、海外の機関への委託調査を実施した。その他、海外の公的機関発行の統計資料、専門誌等を通じて、海外の果実の生産・流通事情の把握を行った。

このうち、委託調査については、平成29年度に「台湾における日本産果実の流通状況及び輸入促進に向けた諸課題に関する調査」を実施した。

② 海外現地情報調査員の活用

海外における果樹農業事情の迅速な把握を行うため、現地情報調査員を委嘱し、定期的情報の収集を行った。

なお、現地情報調査員の設置状況は、次のとおりである。

- ・平成29年度から30年12月まで 豪州、フランス、タイの計3名
- ・平成31年2月から令和3年度まで フランス、タイの計2名

③ 海外現地調査の実施

海外における果実及びその加工品に関する基礎的情報の収集及び専門的な分析調査並びに最新の現地事情を把握するため、当協会職員による現地調査を行った。

現地調査については、主要国の果樹農業・政策の実態を調査するとともに、国際会議等への出席を通じて実情を把握した。年度別実績は次のとおりである。

- ・平成29年度は、香港で開催されたアジア果実会議・展示会に出席し、アジア地区の果実市場の最新動向に関する情報収集を行った。
- ・平成30年度は、アジア果実会議・展示会に出席し、アジア地区の果実市場の最新動向に関する情報収集を行った。
- ・令和元年度は、米国ワシントン州のりんご生産の現状と省力・機械化技術に関する調査を実施した。

・令和2年度は、欧州及びイタリアにおける果樹農業の現状とスマート農業に関する調査を実施した。

④ 海外果樹農業情報の提供

以上のような方法により収集した各種情報のうち、専門誌等から得た情報や現地情報調査員からの報告等については、「海外果樹農業ニュースレター」としてとりまとめ、広く関係機関・団体等に配布した。委託調査及び現地調査の結果、世界の生産統計及び国内外の貿易統計については「海外果樹農業情報」として取りまとめた。また、専門誌等から得たトピックス的な情報や海外の公的機関から得た情報については「海外の果樹産業ニュース」として、メール等を通じて適宜、主な関係機関・団体等に提供したほか、「海外果樹農業情報」の一環として取りまとめた。これらの報告書はすべてウェブサイトに掲載した。

5. 都道府県推進事務費（基金協会等推進交付金）

（1）事業の実施経緯

道府県基金協会等の業務の円滑化及び果樹に関する情報の収集提供等に要する経費に対し、都道府県推進事務費として交付している。

平成22年度から調査研究事業の中で、推進交付金として交付してきたが、平成27年度から事業実施主体が公募されることとなり、指定法人等事務管理経費に組み替えられ交付することとなった。

（2）事業の実績

需給調整対策及び果実需要拡大対策、全国果樹技術・経営コンクール等に係る業務の円滑な推進を図るため、29道県基金協会等に対し、都道府県推進事務費を交付した。

平成29年度（交付額	43,482千円）
平成30年度（交付額	42,557千円）
令和元年度（交付額	44,238千円）
令和2年度（交付額	39,411千円）
令和3年度（交付額	40,810千円）

第27節 食育の実施

（1）「毎日くだもの200グラムメールマガジン」の発信

果物を毎日の食生活に欠かせない品目として定着させるため、広く国民を対象に、果物の食品としての魅力や毎日食べることの必要性並びに摂取目標量、摂取方法等について分かりやすく解説したメールマガジンを隔週、配信した。

（2）果物に関する食育セミナー等の実施

管理栄養士を養成している大学等で果物に関する食育セミナー等を開催し、「毎日くだもの

の200グラム運動」の普及・啓発を行った。

（3）イベントへの出展

農林水産祭「実りのフェスティバル」でのブース出展による普及啓発活動を行った。

（4）ホームページの運営

「果物ではじめる健康生活 毎日くだもの200グラム！」において、200グラム運動啓発資材・ロゴマークの紹介、果物の栄養素と健康効果、果物の旬と選び方、果物レシピ、果物事典、果樹の主要産地、各種果物のデータ等様々な情報を発信した。

第28節 輸出促進の支援

(1) 経緯

日本青果物輸出促進協議会（以下、協議会という。）は、一般社団法人日本青果物輸出入安全推進協会（以下、日青協という。）の中で農林水産省の輸出促進関係の補助金を活用した事業を行い、その事務を行うために平成27年6月に発足した。

平成30年の日青協の清算に伴い、財団法人中央果実協会（以下、果実協会という。）は、次のような規定の整備を行い協議会の青果物の輸出に関連する活動を支援することとした。

① 果実協会の行う業務として、新たに、当分の間、「国産青果物（その加工品を含む。）の輸出を促進する取組」を支援する事業を定款に追加。

② 果実協会が受領する寄付金等に関し必要な事項を定める寄付金等取扱規程を制定。

③ 専門知識、技能等が特に果実協会の業務遂行上有用と認められる者を臨時職員として雇用する際の給与等に関する規程を制定。

(2) 各年度の支援事業の内容

① 平成30年度（2018年度）

○ 協議会の活動

- ア 理事会及び総会の開催
- イ 協議会のHPの内容更新（適宜）
- ウ 補助事業を活用した検討会の際に情報交換会の開催
- エ 講習会の開催

○ 補助事業関係

- ア 平成29年度品目別輸出促進緊急対策事業補助金（青果物輸出特別支援事業）の実施
- イ 平成30年度農林水産物・食品輸出促進対策事業（品目等のオールジャパンでの輸出促進支援）
- ウ 平成30年度輸出環境整備を図る取組（台湾、タイ検査官招聘事業）

エ 平成30年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち青果物に係るインポートトレランス申請支援

オ 平成30年度農林水産物・食品輸出促進対策事業（品目等のオールジャパンでの輸出促進支援）

カ 平成30年度輸出環境整備を図る取組（台湾、タイ検査官招聘事業）

キ 平成30年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち青果物に係るインポートトレランス申請支援

② 令和元年度（2019年度）

○ 協議会の活動

- ア 理事会及び総会の開催
- イ 協議会のHPの内容更新（適宜）
- ウ 情報交換会の開催

○ 補助事業関係

- ア 平成30年度重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策（30補正）
 - (1) 分野・テーマ別のPR活動
 - (2) 分野・テーマ別の販売促進活動
- イ 分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動推進事業（31当初）
 - (1) 分野・テーマ別のPR活動
 - (2) 分野・テーマ別の販売促進活動
- ウ 青果物に係るインポートトレランス申請支援事業
- エ 平成31年度国際的認証取得事業（台湾、タイ検査官招聘事業）

③ 令和2年度（2020年度）

○ 協議会の活動

- ア 理事会及び総会の開催
- イ 協議会のHPの内容更新（適宜）
- ウ 情報交換会の開催

○ 補助事業関係

- ア 輸出拡大が期待される分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業（令和元年補正）
- イ 青果物に係るインポートトレランス申請支援事業
- ウ 令和2年度施設認定等検査支援事業（台湾、タイ検査官招聘事業）
- エ 日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業（令和2年度補正）

④ 令和3年度（2021年度）

○ 協議会の活動

- ア 認定輸出促進団体の要件を満たすための法人化、中期的な活動計画策定及び業務規程の作成
- イ 理事会及び総会の開催
- ウ 協議会のHPの内容更新（適宜）
- エ 青果物部会の開催
- オ 三会堂ビルの建替えに伴い（公財）中央果実協会とともに移転

○ 補助事業関係

- ア 令和3年度品目団体輸出力強化緊急支援事業
- イ 令和3年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち青果物輸出産地体制強化加速化事業（令和3年度補正予算）
- ウ 令和4年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち施設認定等検査支援事業
- エ 令和3年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうちインポートトレランス申請加速化支援事業
- オ 令和4年度品目団体輸出力強化支援事業
- カ 令和4年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうちインポートトレランス申請支援事業
- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律を踏まえた対応

以上のような例年と同様な活動のほか、次の対応を行う予定。

- 1 理事会での審議経緯
 - 第2回理事会 2021年12月17日（金）
「品目団体の法定化に向けて、準備を行う方針について了承が得られた。」
 - 第3回理事会 2022年3月25日（金）
「認定輸出促進団体の要件が法人であることとなっているため関連の体制整備を進めるため6月に開催予定の理事会、通常総会の議題とする旨提案。」
- 2 認定品目団体となる要件を満たすため次の事務手続きを進める。
 - (1) 法人化のため
 - ① 理事会を開催（2回程度）し、定款、設立時の代表理事等の選任、自主財源の増加等のため輸出産地リストの事業者向けに商談用シートの作成、マッチングへの参加により協議会への理解を深めてもらい、入会を勧める。
 - ② 理事会・総会で次の事項を議決又は確認
 - ア 日本青果物輸出促進協議会が新法人の会員となること
 - イ 協議会の会員は、新法人の会員となること
 - ウ 協議会の財産は新法人に寄付すること
 - エ 協議会として交付決定を受けた補助事業は、新法人が事業実施主体となること
 - ③ 新法人の登記（移転が確定した時期）
 - (2) 青果物の輸出拡大に向けた中期的な活動計画作成のための青果物部会開催（2回程度）
 - ① かき部会開催と同部会の輸出戦略の作成
 - ② 輸出補助金を活用して、果実マークによる日本産青果物の認知度向上、プロモーションを行い海外の販路拡大、生産者、輸出者及び海外バイヤーとのマッチング実施
 - ③ 日本貿易振興機構（ジェトロ）、日本

食品海外プロモーションセンター
(JFOOD0)との連携によるプロモーションの実施

- ④ 専門家活用による輸出相談体制の充実
- ⑤ 品質保持に向けた栽培・流通マニュアルの活用（ぶどう、もも）と新規作成

（かき、かんきつ）と活用

3 理事会で検討する事項

- (1) 自主財源の増加等のため輸出産地リストの事業者向けに商談用シートの作成、マッチングへの参加により協議会への理解を深めてもらい、入会を勧める。
- (2) 認定申請を行うため業務規程を検討。